

平成 25 年 3 月 7 日 (木曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

平成25年3月7日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼長	佐藤	秀一君
総務課長	佐藤	徳憲君
復興企画課長	三浦	清隆君
復興事業推進課長	及川	明君
復興事業推進課参事兼用地対策室長	佐藤	孝志君
町民税務課長	阿部	俊光君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	千葉	晴敏君
産業振興課長	佐藤	通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋	一清君
建設課長	三浦	孝君
危機管理課長	佐々木	三郎君
上下水道事業所長	三浦	源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤	広志君
総合支所長 町民福祉課長	菅原	みよし君
公立志津川病院事務長	横山	孝明君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤	知樹君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤	宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	芳賀	俊幸君
生涯学習課長	及川	庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	阿部	敏克君

選挙管理委員会部局

書記長

佐藤徳憲君

農業委員会部局

事務局長

高橋一清君

事務局職員出席者

事務局長

阿部敏克

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

議事日程 第3号

平成25年3月7日（木曜日） 午前10時00分 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 陳情2の1 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給を実現する行政施策強化の意見書提出を求める陳情書

第4 議案第8号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

第5 議案第9号 南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び南三陸町障害者自立支援条例の一部を改正する条例制定について

第6 議案第10号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

第7 議案第11号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

第8 議案第12号 南三陸町無線放送施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

第9 議案第13号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

第10 議案第14号 南三陸町財政調整基金条例等の一部を改正する条例制定について

第11 議案第15号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

第12 議案第16号 南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

第13 議案第17号 南三陸町町道の構造の技術的基準等を定める条例制定について

第14 議案第18号 南三陸町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定について

第15 議案第19号 南三陸町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定について

第16 議案第20号 南三陸町水道事業の布設工事監督者及び水道事業技術管理者に関する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会3日目でございます。一般質問も残り2人となりました。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番菅原辰雄君、9番小山幸七君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告8番、鈴木春光君。質問件名、1、東日本大震災後の検証と復興再生ビジョンは。2、町税の減税策について。以上2件について鈴木春光君の登壇発言を許します。12番鈴木春光君。

[12番 鈴木春光君 登壇]

○12番（鈴木春光君） おはようございます。12番は議長の許可をいただいておりますので、一般質問を行います。質問事項といたしまして、東日本大震災後の検証と復興再生ビジョンはということで、町長、教育長に伺いをいたします。

質問の要旨でございますけれども、2011年3月11日発生した東日本大震災の検証はどうあつたのか。さらに、事業実施に向けた課題を伺うものでございます。

その1としてライフラインについてでございますけれども、その中で教育、医療についてもちょっと触れさせていただきたいと思います。さらには、復興再生ビジョンに向けての取り組みについてということで新年度事業の優先順位、2点目として行政機能の今後のあり方ということで質問をいたしたいと思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、鈴木春光議員の1件目のご質問、東日本大震災後の検証と復興再生ビジョンについてお答えをさせていただきたいと思います。

1点目のご質問については、ライフライン、教育、医療などについてでございますので、それぞれにお答えをさせていただきますが、教育につきましては教育長より答弁をさせます。

まず、ライフラインについてでありますと、ライフラインのうち道路等につきましては津波による被害が甚大であり、国道、県道を初め各道路網や橋梁などが損壊し、数ヶ月にわたり交通網が分断されました。また、地盤沈下により満潮時には海水による浸水が発生いたしました。

今後の道路網整備につきましては、復興計画や高台移転計画などにより人や車の導線が大幅に変わることになりますので、高台などの新たな土地利用展開にあわせ、安全かつ利便性の高い道路網の整備を図ってまいります。

次に、水道でありますが、震災により取水井戸を初めとする主要施設が流出したことや海水の影響などにより、復旧まで長期間を要しました。現在、水道の復旧に関しましては、町の復興計画、国や県の復興事業と連携、調整を行いながら、本町の水道復興計画を策定しているところであります。計画では水源間の連携や早期復旧可能な施設づくりの検討など、災害リスクの低減を図りながら新たな水道施設を構築したいと考えております。また、新たな水源調査も実施をしておりまして、安心で安全な水を供給できるよう一層努めてまいりたいと考えております。

次に、医療につきましては、昨年7月に南三陸町病院計画基本計画策定委員会を立ち上げ、6回にわたる委員会の中で東日本大震災の検証を踏まえ事業実施に向けた南三陸町病院建設基本計画を策定いたしております。計画内容につきましては、議員全員協議会の中で議員皆様にご説明いたしたとおりでございます。今後はこの計画を基本に事業実施を図ってまいることといたしております。

次に、2点目のご質問、復興再生ビジョンに向けての取り組みについてお答えをさせていただきますが、まず1つ目の新年度事業の優先順位はについてでありますと、これにつきましては平成25年度の施政方針において詳しくご説明させていただきたいと考えておりますので、その一端を申し上げます。

議員もお感じになっているとおり、早いものでの忌まわしい震災から2年がたとうとしております。この間、町では避難所開設や仮設住宅の整備など命をつなぐための対策に始まり、昨年は復興元年の位置づけのもと、瓦れきの処理や基幹産業であります水産業の生産回復等

に努めてまいりました。そして、平成25年度につきましては、本町の復興計画で示しております復旧期の最終年度であるとともに、復興事業を本格的に展開していく年度としたいと考えております。

一例を申し上げれば、命を守る土地利用の代表的事業であります防災集団移転促進事業につきましては、事業用地の造成工事についてほぼ全ての計画に着手してまいりたいと考えておりますし、また災害公営住宅の建設についても、着工式を終えた入谷、名足に続き、他の計画地においても順次造成工事に着手できますよう事業を進めてまいります。また、志津川病院や福祉の中核的施設の整備につきましても、計画を推進し用地の造成等に着手してまいりたいと考えております。産業につきましては、漁港の整備を初め農地の圃場整備にも積極的に取り組みたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成25年度につきましては生活再建、住宅再建元年と位置づけ、いわば復興の進捗を目で見、肌で感じられるような事業を優先的に実施してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の行政機能の今後のあり方についてお答えをいたしますが、議員ご承知のとおり本町の行政機能につきましては、震災により一時的に機能が相当程度麻痺しましたが、現在は町長部局に11課1所1室、教育委員会事務局に2課、さらに病院といった体制で復旧・復興に向けての行政活動を進めております。また、この体制につきましても、今議会で行政組織条例の一部改正を付議いたしているところですが、復興の進捗に合わせもっとも効率よく事務事業が展開できるよう、適宜見直しを進めてまいります。

いずれにいたしましても、限られた人的資源を最大限有効に活用し、一日も早い復興とその後の持続的な町の発展を図ってまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 私から、鈴木春光議員の1件目のご質問でございます東日本大震災後の検証と復興再生ビジョンのうち、教育につきましてお答えいたします。

まず、検証という部分に関して申しますと、今回想定外の津波によって、本来避難場所となっていたはずの学校が被災したという現実がありましたが、地震、津波の発生時刻が幸いにも学校管理下あるいはその直近であったために、当町ではほとんどの子供たちが学校現場の適切な判断によって難を逃れることができました。安全に絶対ということはない実感した今回の災害がありました。

今後は、学校などの教育施設をより安全な場所へ設置するなどのハード面の対策はもちろん

であります。これに加えソフト面の充実、いわゆる防災マニュアルの整備が必要になります。当町では、今般防災主幹、防災主任の先生方によって本マニュアルを作成いたしましたが、今後において実践を重ねる中で改善、改良を図りながら実態に即した実践的なマニュアルにしていきたいと考えております。

同じく、教育の復興において、現在特に意を用いているのは子供たちの心のケアであります。阪神大震災の例を引くと、3年目が大事だと言われておりますことから、ことしはこれまで以上に注視していきたいと考えております。町の復興を担う子供たちが、震災以前のように明るく元気で充実した学校生活が送れるよう、教育環境の復旧整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいまは町長、教育長から検証と執行に向けたご答弁をいただきました。

私、今回なぜこうしたタイトルで質問をするかということは、災害や大津波から1人の犠牲者も出さないためにもあえて質問をさせていただきたいなと思ってのタイトルでございます。東日本大震災発災から来週3月11日で丸2年になります。あの大惨事を風化させないために、風化しないうちに伺っておきたいと思います。

まず、ライフラインの中から検証はどうあったのかということでただいま答弁いただきましたけれども、伺っておきたいと思います。初めに、道路のことについて伺います。町内を通ります公共道路、国県道45号、398号線の検証はどうあったのか。あるいは、町道、農林道、全面通行できるようになっておられるのか。また、再生ビジョン、将来に向けた見通しなどを伺いたいと思います。

一つずつやっていきたいと思います。一つずつのほうがわかりやすいと思いますので、このことについてお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤仁君） ご案内のとおり国道、県道等につきましては、町の復興計画にあわせて法線も含めて検討していくことになってございまして、いずれ随分高い場所を国道、県道、通っていくことになります。したがいまして、当面の間は現状のような状況の中で推移をいたしておりますが、いずれ復興が本格化になっていけばその姿が見えてくるものと思います。なお、町道の状況等については、建設課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私から町道の状況についてご説明を申し上げたいと思います。

被災した町道、農道につきましては、国の査定を受けまして発注できるものについては、工事発注をして完成して供用を開始しているという状況でございます。現在、工事の発注がおくれておりますものにつきましては、河川それから国道との取りつけの協議が終わっていない部分が今発注できていない部分でございます。主に、志津川市街地それから歌津の伊里前地区でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） まずもって、復旧・復興になつてない箇所、どう考えられておりますか。実施見通し、次期等はいつごろになるのか、お伺いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 主なものが、詳しく申し上げますと2級河川のバック堤に伴う部分でございます。今、県のほうで計画をまとめておりますので、その計画に合う形で町道の復旧をということで考えておりますので、現在国と県のほうで保留解除に向けた協議を行っております。3月である程度のものが出ると聞いておりますので、それに合わせて町でも復旧計画を立てていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 津波を避けるための高台移転、集団移転という新しいまちづくりが始まっているわけでございますけれども、そのための新しい道路、南三陸道路と名づけたらよいのか、まだこれからでございますけれども、新設が必要不可欠だと考えますが、その辺はどう考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど申し上げましたのは、あくまでも災害復旧の部分の町道でございまして、今後高台移転それから個別移転等々されておりまして、これまでの状況とかなり違ってきておりますので、町内の道路網の整備につきましては新年度におきまして作成をしたいと考えておりますし、その関連する予算につきましても今議会に提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 状況が変わってきているということからすれば、どういうふうに将来に向けてつくしていくのかなということからして私も質問してみたいと思いますけれども、

南三陸町の津波の高さと申しますか、20メートル以上の箇所が5カ所も6カ所もあったということは報告で理解しております。仮に、8メートルあるいは12メートルの堤防や道路のかさ上げで、果たして町の安全が語れるかどうかと。安全な道路ができますようにお伺いをしておきたいと思います。高台移転に移設する考えはないかどうかということです。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路にもいろいろな性格があると思います。今おっしゃるように、幹線となる道路それから生活で使う道路、これらを全て高台というわけにいきませんので、それぞれの性格に合った、理由目的に合った道路の配置が必要だと考えております。当然、これまでの低地の部分にもいろいろな活動がございますので、そこに通じる道路それから幹線となる万が一の場合に利用する道路という形が必要と考えておりますので、一概に全てを高台に上げるということではなく、土地の利用状況に合わせた形の道路網の整備が必要なのではないかと考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私が伺いたいのは、過去を生かす決断、そういうものが必要でないかなと。それは、ずっと想定外の津波が来たんだ、その津波を避けるために想定外の高台に道路をつくるべきじゃないかなと思うものでございます。つまり、高台移転と並行して沿岸沿いに、夜霧の第二国道じゃないですかけれども、第2国道の新設を国県にお願いしていくべきじゃないかと。それが住民を守る南三陸町の新しいまちづくりの第一歩じゃないかなと、そんなふうに考えますが、この辺は町長どう思いますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご質問の趣旨がちょっと理解できない。第2国道をどのようにおつくりなるというご質問なのか、ちょっとお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 要するに、今の国道は土盛り、かさ上げで8メートルから12メートルにしていくんだということでございますけれども、これは仮称の第2国道でございます。つまり、南三陸町道路をどうつくったらいいかということは、高台に移転するんだと。新しいまちをつくるための道路があって、初めて高台移転、防集移転といったものがはかるんじやないかなと。そんな思いからの質問でございます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、ご質問の趣旨で言えば、まさしく今の三陸沿岸道路がその役割を担

っていただくと認識をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） いろいろ考え方があろうかと思いますけれども、町独自で提案する高台移転あるいは集団移転に沿った道路の必要性を私は伺つておるものでございます。そういうことがどうなのがとでございます。それは、道路がつくられることによって、それに付随するライフラインで最も大切なことが出てくるということは、例えば電柱です。電柱も道路沿いに恐らくできるんでしょう。あるいは、上下水道の管がどこを通るかなんです。やっぱり道路沿いを通ると思うんです。今までそうあつたから。そういうことから、あるいはそういう発想からしての新しい高台移転あるいは集団移転する新しいまちづくりのための新しい道路を、例えば第2国道という名前をつけた場合にはどこへ線を引いていったらいののかということを、私はまずもってその考え方、ビジョン、構想をお聞きしているところでございます。そういうことについては、どうこの後取り組まれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議会でも前に説明させていただいておりますが、高台移転間をつなぐ道路ということについては設置をするということでご説明をこれまで申し上げてございますので、そういう整備は進めていきたいと考えております。それから、398号線につきましても、高台のほうを迂回するというルート変更もなってございますので、そういう形の中で進めていく方向だと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 繰り返しますけれども、高台移転、集団移転、そして新しいまちをつくる。そこに、南三陸町道路、第2国道をつくつたらいいのではないかと、つくるべきじゃないかというご質問でございます。それは、とりもなおさずみんなそれに期待して電柱が立ち、上水道、下水道の排水あるいは側溝、電話線、こういったものがつくられるだろうという推測の中でのそういうことが費用対効率にも影響してくるのではないかと。山を今切り開いて道路をつくれば、恐らく土盛りする、かさ上げする、そして道路をつくるよりは、効率からしていいんじゃないかと、かからないんじゃないかということと、町として南三陸町はそういうことをお願いしていいたらどうかということでございます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、議員の皆さん方にも復興の図面といいますか、お渡しをさせてい

ただいております。その中に、今鈴木議員がおっしゃるような内容の道路を整備するということは明確に記入をしてございますので、改めてそちらをごらんいただければ、町として道路をどのように整備するかというのをご理解いただけだと私は思ってございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ぜひ、その国道を初め398号もそうした、ただいまの答弁ですと考えておられるということでございますから、そういうことに向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、水道事業について伺いたいと思います。

水道事業にかかる検証は、震災直後はどんなところを調査されたのか。そして、震災前と同じく水道利用は十分にくまなく供給されておられるのか。水道水は、本当に安心・安全な水で供給されておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

震災後、どういう調査をしたかということでございますけれども、震災後すぐには調査はできませんでしたけれども、道路が整備されたところからまず水源地であります取水道の調査を実施いたしました。そして、それが使えるかどうかということを検証いたしました。第1点目はそれでよろしいでしょうか。

それから、水道の水質に関しては、水質検査を実施しましてやっておりますから現在もって大丈夫でございます。安心であります。供給能力も現在のところは間に合っております。震災直後の関係で、通水したのは23年の5月より市街地の一部で仮通水、そして8月ごろに飲料可能ということになっております。申しわけございません。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 震災直後は調査ができなかった、復旧には5月23日までかかってしまったと。それは、電気等々の復旧もかかったからであります。それはそれとして、いまだに水道管が露出されてありますよね、道路に。ことしの寒さなどによく事故もなく乗り切ったなという思いがしているわけでございます。今後、それらをどう整備されていかれるのか。さらには、新しいまちづくりを視野に置いた水源の確保、さらには給配水機能といったものはどうお考えでしょうか。新しいまちは高台に移転するわけですから、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 先ほど、町長が答弁しておりましたとおり、町の復興計画それから国や県の復興事業と連携という格好でしか進めないです。何度も前にもお話ししていますけれども、どうしても道路とか河川等を占用してしか水道管布設できませんものですから、その復興にあわせて整備していくという格好になります。そして、新年度、整備するというところは、まず高台移転、高台移転と言いましても防災集団移転ですけれども、それにあわせた格好で整備していくというのが新年度そういう方針であります。

水源の確保ですけれども、これも現在調査中でございまして、まだ正確な数字は出てきておりませんけれども、3地区調査しているわけですけれども、ほとんど予定した水量は確保できるのかなと。特に、戸倉地区に関しましては1日2万トンぐらい取水可能だということで、本町全町間に合うぐらいの水量が期待できるところでございます。給配水機能に関しましては、一部仮設ですから復興にあわせて整備していくという格好になります。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 復興にあわせてそれに準じて整備をしてまいりますということでございすけれども、例えば先ほど道路のことをお話ししたんですけれども、道路を現在国で示したとおりにやった場合には、高台に要所要所、給水管、配水管、そういう計画でやりますということですか。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） はい、そのとおりでございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私はなぜ検証のことを伺ったかと申しますのは、例えば下水道あるいは上水道、そういうものは今まで助作という水源地から各方面に上げた、あるいは下水処理場は田尻畠に上げてあるわけなんですけれども、大変な経費をかけてやったわけですよ。それが、津波によって一瞬にして寸断されてしまったと。そのために住民にどんなに迷惑をかけてしまったのかということからすれば、その水源地こそが水道事業の将来に向けての使命ですよ。もし電気が切れても壊れない場所に設置したならば、それは復旧が早かっただろう。あるいは、一部の地域でその水道水で生活に不便を来さなかつたろうと。これが今回の大津波の大きな水道事業に対する課題なんですよ。その水源地、戸倉のどこにつくられるのか。あるいは、そのほか3カ所見ているそうでございますけれども、その3カ所はどこを考えておられるのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 戸倉の場所は、在郷というところでございます。水戸辺川の上流、中間ぐらいに当たりますか。それと、3カ所といいましたけれどもあと2カ所でございまして、一つは歌津の中在、それから助作の上流であります小森です。もちろん、現在使っている田尻畠も使うということでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 現在予定している水源地のところは、全部今回浸水を受けたところでございます。そうでしょ。私が提案しているのは、そういうところで水源地としての確保がいいのかということです。中在だったらもっと上手に上げるべきじゃないですか。ここまで来たんだというところが中在です。中在から少し上に上げたらどうなんですか。思い切ってやりなさい、思い切って。水は毎日生活に欠かせないものんですよ、水は。そういうことからすると、どうなんですか。いま一回検討すべきじゃないですか。ここでなければ1万5,000人の住民の生活を守る水道として、果たして本当に適當かどうかと。全部この地域のほかから震災時には水を運んだんですよ。そこにつくったらいい。そこにつくるべきじゃないですか。どうです、いま一度。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 再三再四この議論をさせていただいておりますが、どうも議論がかみ合わないんです。浸水をしないところに水源地を設けるというのが、鈴木議員のご趣旨の発言ですが、我々、水源は水量が確保できるところに水源を設けるということです。浸水しない奥のほうも調査をしましたが、そちらは1万5,000町民の水量を賄えるほどの水はないということですので、そこはひとつご理解をいただくしかないんです。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そのかみ合わないというのは、発想の起点、つまりそういうところが違っているんですよ。そういうことが違っているからかみ合わないんですよ。住民の生活をいかに守るかということからすれば、そういう水源の確保はつまり浸水域に、これは千年に一度の大津波だったからそれは仕方がないかもしれませんよ。あと1,000年後にもし来るすれば、そのことは私たちもこの世に存在しないだろうから、だから言っておくんですよ。後のために。そういうことが必要だと思いますよ。ひとつそういうことで考えていただきたい。それを検討していただきたいなと思います。

それから、次に教育課題について伺わせていただきたいと思います。

まず、先ほど答弁にもありましたから十分それは理解、認識いたしました。また、昨日は同

僚議員の答弁でも教育についてお話が出ましたから、それと重複しないような質問をさせていただきたいと思います。米山の学校から志津川に戻られて小、中ともに併設運営をされておられるということは、きのうもお答えがあったとおりでございます。支障が生じておらない、あるいは起きていないと想いますが、学力の影響ができていなかったか、あるいは同じ屋根の下にいることから、とかくいじめ等の心配はなかったのか。学力の低下に異常が見られなかつたか、影響ができていなかつたか。あるいはいじめ等の心配はなかつたのか。この辺についてまずもってお伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

併設という環境の中で学力の低下があるかどうかという点については、併設だからといって学力の低下があつたとはありません。それから、いじめについてですけれども、いじめの調査については毎月やっております。併設の中でいじめが起きたということも聞いておりません。ただ、それぞれの学校では、いじめということがいじめられたということの認識があればそれはいじめだと捉えていますので、それは各学校においては絶対ないということは言えないですけれども、そのいじめについてはその都度、原因等も探ってそして対応しておりますので、併設だからいじめがあつたということはございません。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そうした一つの屋根の下で2つの学校が異なる教育方針の中でやっているということが、少し私には疑問視されるのでございます。つまり、クラスメイトができないかったのかなと。あるいは、同級生という呼び合いができない。なぜかといいますと、震災に遭って本当に苦しいとき、つらいとき、悲しいときに声をかけてやることもできない同年代の方の別れた状況だったと感じるわけでございます。そういうときに、もし励ましてくれる人、一つのおにぎりを分けて食べたとき、そういう一番思い出に残る友情がこの年代でくることが大切なんじゃないかなと。それは、2年間こうした思いは果たせなかつたという気がしてならないでございます。そういうことからして、その学力とはこと違った心のケアをしておられると言いますけれども、心あるいはその姿ということの異常等は認められなかつたのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） もしかすると、鈴木議員の質問に対する私の答弁が合っているかどうかわかりませんですけれども、併設によって子供たちが同じ学級の子供たちとか学校の仲間

と友情だとかクラスメイト意識を持てなくなつたということは、私は考えておりません。併設であってもそれぞれの学校の中で、それぞれの学校目標に沿つてそして学級経営、学年経営をやっておりますので、いわゆるクラス同士が仲が悪くなるということはありません。ただ、もしかすると併設で2つの学校の子供たちがいがみ合っているんじやないかとか、友達になつていなかつてないんじやないかという危惧の念かと思いますけれども、それはございません。2つの学校の子供たちは、それぞれの事情をよく理解して、そしてお互い助け合つたりする場面もあります。

それから、心の問題ですけれども、心の問題については併設だからということよりも、むしろ震災2年目、3年目、そのときにやっぱり子供たちが仮設の中で過ごして、それで親御さんの経済状況などが違つてくると、子供たちに微妙に心の大きな影響を与えていくという点から心配だなという点は見られますけれども、それ以外については特に大きく変わつたところはございません。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 教育長の答弁で安心いたしました。ぜひ、今後もそうあっていただきたいなと思います。つまり、南三陸町の担い手になる人たちでございます。未来の大人になる子供たちに何を今私たちは渡していったらいいか、それから手を携え復興発展期に活躍していただく年代のそういう同僚意識といいますか、同級生意識、そういうかけ声も忘れてはならないことだらうと思いますので、人間関係、そういうこともつくっていくことが必要だらうということからしてのお尋ねでございます。卒業するまで中学校2年生は2年過ぎてしまったわけです。一緒に勉強することもできなかつた、運動することもできなかつたということが、そういう人間関係をつくっていく上に大切な時期に逃してしまつたのかなという思いからこういう質問をしているわけでございます。

戸倉小の早期建設あるいは戸倉中のことについては、お話をいただいておりますからそれでいいんですけども、防災教育についていま一つご質問をしておきたいと、そんな思いがあります。

きのう、防災教育についてのマニュアルをお聞きいたしました。私、参考にしていただければという思いから、この間、二、三日前の朝の4時20分でした。ちょうど寝つかれないままテレビのスイッチを入れましたら、釜石の奇跡ということで防災教育の必要性を説いた放映がございました。小学生に対する防災教育のことでした。子供たちを救つた、難を逃れたことの報告というか、それをまとめたものでございまして、ごらんになられた方もおられる

思いますが、防災教育で有名な先生でございますけれども、片田敏孝先生が8年前に釜石小学校へ来てこのことをやったということでございます。教育長も岩手県ですから十分ご存じかと思いますけれども、その人は防災教育で何をまずやったかというと、まずもってマニュアルだと思うんですけれども約束事として3つを上げたんですね。想定にとらわれないことがあるいは最善を尽くすこと、そして率先避難者たれということで、自分の身は自分で守れと。岩手県から出たんだか何だかわからないけれども、この津波てんでんこという言葉、そしてハザードマップ、釜石がつくった避難道路に逃げたと。しかも、逃げる途中に大声を上げて家族から大人までも避難をさせたということが動画とあわせて実像を加えながら放映した映像でした。それから、さらには7月11日から毎月防災の日として、子供たちに記憶を植えつけていくということを防災教育の中で教えていったということでございます。子供たちが言ったインタビューの中でこんなことを3年生から6年生の代表だと思うんですけども、6人ほど言ったんですけども、まずもってどんなことを感じたかというと、地震が異常だと感じましたと。これは大きな津波が来るなど。それから、2004年スマトラ、インド洋の大津波をテレビで見せていましたと。それをつまり防災教育授業の中で教えていたと。それから、子供たちにはリスクマネジメント、危機管理意識を徹底させたと。こういったことが報道されたのでございますけれども、ぜひこの防災教育の中でこんなこともあるんだということで、後で釜石の奇跡というテレビを見させてもらって結構かなということでございます。防災教育関係については終わりたいと思います。

それから、さっきちょっと道路のことで聞き逃したことがありましたので、再度お尋ねさせていただきたいと思いますけれども、なぜ私は粘っこく道路の問題を語るかといいますと、過去の教訓を生かせということからして粘っこく言うわけです。過去の教訓で、私は町営住宅建設の際に町長とやりとりをした経緯がございます。あのときは議員数が22人で、そのうちその場所に建設することを反対したのは9名でした。あるいは、都市計画委員会で反対しているのは鈴木議員だけだからという制圧をかけられて、それを是正させられてとにかく執行部提案は無理やり通すという経緯がございました。今回、町長はあまりにも斬新過ぎるという表現で答弁されたことがあります。その意味をちょっとお聞きしておきたいと思いますが、この辺は町長お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと確認をさせていただきますけれども、斬新なというのはどこを指して私がお話しした分でしょうか。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） それは、先ほど道路問題でお話しいたしました、あるいは答弁をいただきました高台に新設道路をつくることが大切だということに対しての答弁でした。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども建設課長がお話ししておりましたように、道路には機能がたくさんございます。ただ車を運ぶ、人を運ぶだけではなくて、そのかいわいに日常というもののがございますので、山の中をずっと道路を通していくて安全だけを考える道路というのは、果たしていかがなものかということで、例えば三陸道とかそれはまさしく人、ものを運ぶ道路ですので、しかしながら町道等含めましてそういう道路については、やはりそこで我々町民が日常生活を送っていくということがございますので、そういう観点で私はお話をさせていただいたと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 安全・安心だけでなく、何回も言いますけれども、高台に新しいまちをつくるための道路を一本ぶん抜いたらどうですかということですよ。それが、斬新だという表現でご答弁されたんだと思うんですけども、その斬新というのはどういうことを意味しているんですかと今伺っているわけですが。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 答弁繰り返しになりますが、前にもお話ししましたように高台移転のその間をつなぐ道路ということについては、復興計画の中で計画をしてございますので、それは先ほど言いましたように資料は議員にお渡しをしてあるはずでございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） それはそういうふうにいたしましょう。ただ、その斬新というのはその発想、思いつきが際立って新しいんだということですよ。つくるんでしょ、どうせ。まっすぐに。だって、住宅をつくるところに道路がなかったらどうなんです。その道路を高台に幅広くつくったらどうですかと、それを新設してはどうですかということですよ。しかも、120年の間に東日本大震災を含めます3回、4回の津波があったと話もして、30年ごとにやってくるんですよ。30年ごとにやってくるとなれば、やはりそうしたことが必要だろうと思うからでございます。

それと、今まで津波の大きさ、3回来たというのは明治の三陸津波を初め昭和三陸地震、チ

リ地震津波、そして宮城県沖もありましたけれども、今回の東日本大震災だろうと、なるほど計算してみたら115日ばかりあります。しかも、明治の津波では志津川町で375人、戸倉で66人も犠牲者が出了たということでございます。さらには、三陸地震津波には犠牲者が少なかつたんだけれども、戸倉で1人できております。それから、チリ地震津波では全国で119人亡くなっていますが、そのうちの41人が志津川町の犠牲者がありました。今回はさらには789人、今のところ行方不明と犠牲者を合わせて800人からの犠牲者を出了した。こういう犠牲者を出さないために高台移転という住宅地、新しいまちづくりという住宅地に完璧な道路をつくっておく必要性があるだろうと思っての質問ですが、この辺はどうお考えですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私からお答え申し上げたいと思います。

一つ、志津川市街地の例をとってお話をさせていただきたいと思うんですけども、一つは三陸道がございます。これはL2、レベル2の津波に対応できる高さで設計をしていると。しかも、今工事をしている状況でございます。それと、志津川地区は高台移転3カ所ございますけれども、この3カ所を縦断的に結ぶ幹線道路を計画しております。これは国道より高い計画でございます。その下に盛り土をして国道というものがございまして、その下に生活でよく使う町道が位置しているということで、ある意味では3段階の対応策をとっているところでございますので、議員が心配しておるような状況になったとしても、少なくとも三陸道は緊急輸送路として十分機能すると考えておりますし、当然普段の生活の中では各防集団地を結ぶ幹線道路がございますので、それで全てをカバーするということで考えておりますので、まさに議員がおっしゃっていることを今町がやろうとしていることだと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

ここで休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番議員の一般質問を続行いたします。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 次に、お尋ねいたしたいと思います。

新年度事業の優先順位について考え方を伺うものでございます。町長の施政方針演説でもこの

後あろうかと思いますけれども、生活再建、住宅再建、そして個別移転される方には町独自支援、さらには防災と減災、交通ネットワークの整備などと示されておるようでございますけれども、事業執行に当たりどのように順位を位置づけていくのか。その点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申しましたように、本年につきましては、住宅の問題を最優先にして取り組みたいということでございまして、ご案内のとおり鈴木議員もご出席を賜りましたけれども、災害公営住宅それから防災集団移転促進事業、そういういたものに力を注いでことしはまいりたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ぜひ、その方向へ向けてスピードを加えながらやっていただきたいと思います。計画どおりにこだわることなく特例でひとつやっていただきたいと。ぜひそういうふうに、時間がないようでございますから、取り組んでいただきたいなと思います。

次に、行政機能の今後のあり方について伺います。

私は組織機構の改善や役場の位置をお尋ねすることではございません。震災後、2,000人及び住民が他の町で生活を余儀なくされております。こうした被災住民は町を離れ、各方面で不自由な生活、不便な生活を強いられております。これは町長お話しのとおりでございます。そこで、こうした人たちに少しでも支援するために、町で居住地に近い例えば入谷地区で言うならば、あるいは戸倉地区の場所等々に町民窓口を設置する考えを伺いたいのでございます。それは、新たな窓口として地域振興センター等が生かされないか。それは、臨時の窓口でございますから、5年いや10年ぐらいは高台移転ができるまでの間、こうした町の業務機能を、あるいは窓口業務を設けられないかというお尋ねでございます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに、今回の震災で町外においてになっている方々もいらっしゃるということで、窓口のサービスというのは近くにあったほうがいいだろうというご指摘でございますが、理想としては確かにおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、ご案内のとおり窓口業務を展開しますと、やっぱり一定程度のサービスを展開しなければいけないということになります。当然、福祉やあるいは子育てとか住宅再建、そういういた問題も取り扱う職員も配置をしなければならないだろうと思いますが、しかしながら議員ご承知のように、当町ただいま現在全国から74名の職員をお迎えして復興の事業に邁進してございます。した

がいまして、そういう窓口業務をつくればいいんですが、しかしながら現状の職員の数ということを考えますと、実質的には不可能だろうと認識をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私の申し上げることはなかなか町長の考えとはかみ合わないようでございますけれども、例えばごく簡単な業務でございます。町長、構えてしまうから、それもやれこれもやれと言われるようなことを考えてのご答弁だろうと思ひますけれども、住民票の交付とか印鑑証明とか、あるいは税証明とかそういったものが地域にあれば、仮設住民、被災住民あるいは地域住民が大きく助かるという声があるからです。今から2年たつんだけれども、アリーナまで、役場まで印鑑証明をもらいに行くの、俺も年とってきて大変だと。例えば、税の申告等々については各地区地区に行っているんですから、そういう簡易などといいますか、窓口業務も必要じゃないかなと思います。気仙沼では既にそういうことをやっていけるようございますけれども、ぜひ当町でもこのことについて設置の方向で頑張ってもらいたいということでございます。いま一回、ひとつお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 入谷と戸倉の地域の皆さんにおいては、震災前と現実問題として何ら変わっていないわけでございます。私が先ほど申しましたのは、やはりこの町を離れて具体に言えば南方イオンですが、南方イオンとか町を離れた方々のそういうったサービスについてどうするかということについては、いろいろ検討する必要があるだろうと思ひますが、議員ご指摘の入谷、戸倉地域の方々にとっては従前と何ら住民サービスということについては、ちょっと前の役場の位置から3分、4分かかりますが、そう大きく変わりはないと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 地域振興センターの例えは活用でございますけれども、このことについては従来と変わりはないかもしれませんけれども、私がお尋ねしているのは、例えばアリーナの庁舎まで来て（来ないと？）もらうことができない住民票の交付、印鑑証明、税証明とか、こういうことが住民サービスとしてできる窓口を設けられないかどうかということなんですよ。ぜひやってくださいよ。住民サービス、被災者のための救済支援、そういう意味合いにおいても窓口業務の必要性を考えますが、その辺について再度お答え願います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しになって大変恐縮でございますが、基本的には圧倒的なマンパ

ワー不足です。そういう状況で我々は復興に当たっておりますので、そちらのほうに人員を新たに割いて、また窓口を設けるということについては現実的には難しいだろうと認識をいたしてございます。なお、その窓口業務等については、もう少し詳しく町民税務課長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 町長が答弁をされた基本的な部分に私も考え方は同じだと思います。確かに、平成の森の仮設住宅のところには、町有地ということもあって速やかに住宅団地が形成されたと。そこには歌津の総合支所がもともとあったということで、仮設の方々の窓口の利便は確保されたという現実は確かにございますが、建設の土地がないために分散を余儀なくされたということを補うための行政機能を拡充というご提言と。基本的には町長も申し上げているように、住民票、印鑑証明というサービスに限定するのではなくて、もしやるのであれば福祉、子育てあるいは健康保険などもう少し広い裾野の分野まで拡大をした形でサービスができるようにするのが、私は理想だと思います。住民票や印鑑証明の必要な頻度といったものや、それからそれに対応する職員というのは1人いればいいというものでもないし、それから銀行のATMのようにカードを入れて住民票を出すというようなわけにもまいりませんので、そこには一定の管理職員を置いたりということになれば3人、4人という職員体制も必要になってまいります。

それから、現在当課には登米市から2人の戸籍担当職員が昨年の8月でしたか、緊急にうちのほうに応援にいただきました。それは戸籍の通常業務が震災によって遅延をしているということで、その遅延業務を回復しながらあわせて高台移転に伴う相続の戸籍関係資料、この雇用請求に一刻も早く対応すべきだという事情もありまして、今そこを重点に人員を割いているというところでございますので、入谷や戸倉に対する行政機能の一時的な移転ということにつきましては、もう少し根っこから検討する必要があるのではないかと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 次に移らせていただきます。

町税の減税策についてということでございます。東日本大震災後、納税義務者である農家農民ならず、漁業者、事業家、現状を見ると生活困窮が言われております。納税が至難でとてもできないという声を最近聞くようになりました。このことについて、軽減策の考えはどうなのかということのお尋ねでございます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、鈴木春光議員の2件目のご質問、町税の軽減策についてお答えをさせていただきますが、税金にはご承知のように所得税と住民税に代表される、これは申告納税方式であります。それから、固定資産税や軽自動車税等の賦課課税方式と大きく2つに分類をされます。申告納税方式の緩和制度の代表的なものといたしましては、雑損控除等が上げられます。申告受け付け等で該当する被災者に対し、制度を適用しているという状況でございます。一般的に町税等の地方税については、その多くが賦課課税方式として分類されておりまして、納税の緩和につきましても震災による代替取得等を初めとする法に定められた基準により減免措置を行っているところであります。また、軽減策に関しましては、農林漁業者等に限らずそれぞれの所得や所有財産に応じて賦課することは当然のことながら、ただいま申し上げましたとおり地方税法及び町税条例等に定める減免規定等を適用することが前提となります。賦課後の生活困窮等によって納税が困難な事例に関しては、震災等による被災の状況や生活実態を法にのっとった財産調査や生活実態調査を十分に行った上で適正に執行していたございまして、今後もこのように対処をしていきたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 国民の三大義務の一つでございますから、地方税法にのっとった課税を適正に行っているというご回答でございますけれども、震災における被災等々のことを申し上げてみると、震災跡地の農地を含めてまだ買い上げ価格が決まっていない、あるいはその違いということについて伺うものでございます。あわせて価格の基準、浸水域の買い上げは進んでおらないと聞きますけれども、これはどういうふうにしているのか。そのおくれは何が原因になっているのか。そういうことあるいは被災者は価格決定を見ていない、買い取りができないということで、住宅再建に支障を来しているというのが現状のようございますので、この辺についてお答えを願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課参事。

○復興事業推進課参事（佐藤孝志君） それでは、私のほうからただいまご質問のありました被災を受けた土地の買い取りについての状況をちょっとご説明したいと思います。

被災を受けた申し出件数につきましては、現在1,919件となっております。そのうち通知をしていますのが332件、こちらは既に土地を買い取ることができる、できないという部分も含めてのご通知でございます。それで、大体通知の件数としては17.3%という形になっております。それから、筆数につきましては446筆ということで15.7%の通知の内容となっています。

それでは、具体的に現在どれだけの土地を購入したかということにつきましては、3月8日まで契約をなさるわけですが、ほぼ今の予定では134件で大筋7%程度の契約は済んでおる状況であります。額にして約9億5,000万円という形になっております。価格の決定につきましては、おおむね代表標準地あるいは標準地の価格を決定しまして、そちらから各土地の面地の状況を比準して価格を決定し、各自先ほどお話したとおりご通知を差し上げてということで、その単価に同意していただける方に関して契約を行っているという状況であります。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そういたしますと、被災地の買い取りは多少の違いがあっても順調に進んでいるという認識でよろしいでしょうか。そういうふうに理解してよろしいですか。
次、お願いいいたしたいと思います。

福島原発事故以来、放射線汚染風評被害で当町では農林業において、あるいは畜産業において肉種を初め価格の低迷、買い上げが制限されております。林業では原木シイタケならず菌床シイタケ等々、風評被害で販売に大きく影響が出てきているという現状にあります。1年に1回しかとれない米の値段、山林素材、木価、そういったものが20年来の価格低迷で経営至難だという声が、年を追うごとに苦しい状況、所得格差が見られているという地域住民の声であります。こうしたことに対して、ぜひ収入と所得とアンバランスにならないような減税策を考えてほしいものだという願いからのご質問でございますが、この辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 被災のなかつた地域に係る農地あるいは山林等の影響という部分でのご提案なのかと思いますが、まずもって今回24年度の賦課の状況なんですけれども、被災のなかつた例え入谷地区の農地につきましては1割評価を減価してございます。この理由なんですけれども、確かに津波の被害はなかつたんですが、やはり津波の被害にあつた南三陸町という一つの大くり的な考え方方がございますし、それから今議員がおっしゃるように風評の問題、それからもう一つ国で考慮されたのは、高台にあってもやはり下のほうで被災に遭つた方々が田んぼや畑を耕したくても耕せないと。しかしながら、上にいる人がそれを無視して本腰で農業に専念できなかつたんじやないかということなども総合的に勘案して、今まで10だったものが9というふうに農地は評価を下げられているということで、税という金額的には微々たるものなのかもわかりませんけれども、被災のなかつた地域にもそのような考え方で評価をされているということについてはご理解をいただきたいと思います。

それから、出荷や販売ができなかつたために収入がないと、納税が非常に困難だという方につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり法に沿つて軽減あるいは緩和をするという手順になりますので、そういう方は税務課に足を運んでいただいて早目に相談をしていただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 税法にのっとったあるいは町行政のあり方等々を踏まえてのご答弁でございましたけれども、どういうことで生活に異常が来ているのかと、困難なのかということですと、先ほど申し上げましたのに加えて、例えば今回ＴＰＰの問題がございますけれども、そうなつた場合、南三陸町のような小さい山間地域ではさらにさらに農産物の取引が問題視されてくる状況にあろうかと思います。さらに、その就農者が老齢化していく。そういうところで国では消費税増税を初め税の一体改革もやっておりますけれども、安倍政権はこのＴＰＰ問題も参入を表明していると言っても言い過ぎではないような体制にあることから、ぜひこの中山間地域、収入の少ない地域、あるいは生活に異常が見えてきているということからしての減税策の考えを伺っているわけでございますから、この辺を十分考えていただきたいと思います。

それから、3年に1回見直しがあるはずですけれども、ひとつ大幅な軽減見直しをしていたいなということでございます。なぜかというと、土地が安い、税が安い、雇用が見つかった、子供の通学が可能になった、将来に向けてそういう判断の中で、登米地域を初め多くの被災者がこの町を離れているわけでございますから、南三陸町に行けばやはり住んでよかつた、住んでみたいと。それは税も安いし、人情が厚いし、空気がおいしい、観光も残つたところのひころの里を初め、いいところばかりだという言われ方をするようなことで、地域に呼び戻す体制はやっぱり減税策にもあるんじゃないかなと、そんな思いからお願いしているわけでございます。

それから、いま一つは畠地、田んぼにかかわることでございますけれども、耕作放棄地あるいは遊休農地に対する課税はどうなつておられるのかと。つまり、台帳課税なのか現況課税なのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の評価がえの次回大幅な見直しということでございますけれども、ご承知のとおり評価がえというのは総務省の定める固定資産の評価基準というものにのっとってやるということが大原則になります。それから、土地の価値というものは役

場の職員が決めるものではございません。これは鑑定士が法に沿ってやるということも決まっております。したがいまして、価格の変動につきましては、これから2年後の価格形成要因、インフラがどこまで回復するかとかそういうものを総合的に判断して鑑定士さんが決めるということになります。

それから、耕作放棄地、今まで田んぼや畠として耕作していたなんだけれども、何らかの事情によって荒らしてしまったと。それが3年、5年すると山や原野になってしまふと。その部分につきましては、現況がいかに農地の場合は荒れていても農業委員会の農地台帳というのがあると思うんですが、そこに農地として登載されている以上は、やはり農地としての見方をせざるを得ないというのがルールになってございます。結局、農地というのは食糧を確保しなければならないということで、農地法などという特別な法律で管理されている大変貴重なものだという側面から立っていると思います。もし、耕作放棄地とか荒れた田んぼを持っている方は、やはり農業委員会に申し出て所定の転用手続をした上で、山林とか原野に地目をかえていただかない限りは評価をかえることはできないということでございます。

○議長（後藤清喜君） 以上で、鈴木春光君の一般質問を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時といたします。

午前1時47分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告9番、三浦清人君。質問件名、1、新病院運営について。2、復興支援策について。以上2件について、三浦清人君の登壇発言を許します。14番三浦清人君。

[14番 三浦清人君 登壇]

○14番（三浦清人君） それでは、通告をいたしておりました件について質問いたしますけれども、透析医療の招聘ということで病院のことありますから、まずは3.11の大津波によりまして、病院で犠牲になられた多くの患者さんそして職員に対し、改めて哀悼の意を表するものであります。

さて、その津波で壊滅状態となった病院を再建ということで、この現在あります役場庁舎の前も山林を造成して新しい病院建設が計画されております。そして、その建設に当たり、東北大学の伊藤教授を始めとし17名で構成される南三陸町病院建設基本計画策定委員会が設立され、昨年24年12月26日の会議を最終とし、その結果を取りまとめて町に報告書を提出し、

町はその報告書をもとに病院建設基本計画素案を作成いたしました。その計画書はことしの1月21日、議会全員協議会で内容の説明を受けました。その計画書の中で、今後の課題として透析患者への対応という項目で、抜粋しますけれども現在町内には透析治療を必要とする患者がおよそ40名から50名程度おりますが、町外で治療を受けている状況ですと。透析治療には定期的かつ長時間の治療が必要である上、身体的、経済的な負担が大きいことから透析患者の負担を考慮すれば、町内で透析治療を受けることができる環境整備は不可欠と考えられますということが掲載されております。

そこで、質問ですけれども、この透析医師の招聘についての考えを登壇からの問うものであります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、三浦清人議員の1件目のご質問、透析医師の招聘についての考え方についてお答えをさせていただきます。

医師の招聘につきましては、透析の医師に限らず大変厳しい状況が続いていることは議員ご承知のとおりであります。町といたしましては、これまであらゆる機会を通して東北大大学や、ときには関東地方まで足を運んで医師の招聘を行ってまいりました。また、民間の人材紹介業社等を利用した招聘も行ってきましたが、残念ながら目に見える形での成果はいまだにないというのが現状であります。

透析治療の再開につきましては、12月定例会での一般質問に対する答弁のとおり、町としても何とか実施したいと考えてございます。病院建設基本計画にあえて課題として記載したのは、単にこの問題を課題として認識しているということだけではなくて、この課題を行政として何とか解決したい。そういう強い意思表示であります。透析医師の招聘につきましては、早期に招聘を図るべく今も各方面に奔走しております、常勤医師としての招聘のほか、開業医の招聘や恒久的な支援、協力も含め、さらには病院建設や医療法上の許認可も視野に入れ招聘を行っているところであります。今後はこれまでの招聘策に加え、議員皆様や町民皆様のご協力をいただきながら、あらゆるツール、チャンネルを駆使しながら透析医師の招聘を図ってまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） とても早くてなかなか書きたてられないと言いますか、まさかここでもう一度ということにしますと時間がたちますので、質問に入りたいと思いますが、先ほどお話ししましたように、1月21日に全員協議会で素案を提出されました。1月30日、特別委員会、

このときも招聘の話を出しておりますが、当時は新しい病院に設備をしてほしいと。1月30日の特別委員会でも町長は透析の設備をしても医師がいなくては無駄になてしまうと、栗原病院がそうだったと。当町でも医師が見つからないうちは設備は設置しないと、見つかれば設置するというお話で来ておったわけです。

そういう中で、2月12日ですか、透析部門設置に関しての陳情書ということで、患者さんの代表4名の方が1,024名の署名を持って陳情に参りました。議会でも陳情を受けまして、これは本会議で後で出てくるわけですが、町長はそのときも陳情に来られた方々にも1月30日の特別委員会と同様に医師がいなくてはだめだと、医師が見つかれば設置するというお話をされたということあります。それから3日後の2月15日、特別委員会がありました。私どもも再三にわたりまして必要性を訴えた。訴えたというよりも発言させていただきましたところ、ようやく設置の方向で検討をしていくと。2月15日ですね。そういう答弁がありまして、翌日の新聞では透析設備を設置するという報道がなされました。患者さんの中にはその報道を見て、治療が受けられると思っておった患者さんもいるようです。

質問なんですが、ずっと2月15日まで設備を設置しないできたわけですけれども、なぜ急に設置をする方向転換をしたのか。招聘する医師のめどがついたのかどうなのか。その辺のところ。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 要望においてになった方々の際にも今ご指摘のようなお話をさせていただきました。その後、病院の事務長含めてちょっと打ち合わせをさせていただきました。その変わった経緯については、この間4番議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、基本的には開業医の方、モールになりますが、が入った場合と、それから勤務医で入った場合については大分施設整備として非常に違う形の中でやらなければいけないと。それがある意味、ネックになってございました。しかしながら、いろいろな打ち合わせをしまして、これから設計に入るわけなので、どちらの方がお入りになってもこれからの設計の中でそれを入れる可能性があるかなということで相談をしました。そういう中で、これから設計に入るのでその辺をお話すれば、例えば開業医の方がモールとしてお入りになっても、あるいは勤務医の方が治療に当たっても両方可能な形での設計をお願いできれば可能かと、そういう結論に至って変わったということでござります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 2月12日の陳情の後に検討したというお話でありますね。この策定委員

会でそれをとりまとめて、それをもとに今この計画書が作成になったわけですけれども、その中で先ほど申しましたように透析治療を受ける環境整備は不可欠であると。この内容というのは、設備を設置すると私は解釈をしておったわけですね。1月21日に私たちに提案をされた協議会を開いたわけですけれども、なぜそのときから計画書を作成した段階から設備を設置するという考えはなかったのかどうか。ですから、どこで方向転換したのかという質問になっているんですけども。それをまずお聞かせいただきたいと。今回の基本計画、一般病床が40、療養型が50と。人口が1万6,000人の規模での計画書であるというお話をされたかと思うんですが、そこで基本計画策定委員会が取りまとめた報告書の内容というのはどのようになっておりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当時、不可欠というはある意味、我々とすれば透析治療は必要だろうという認識でございます。その時点で機械を設置という受け止め方というお話をございますが、我々としては当時そこまでは考えてございませんでした。お医者さんが決まれば当然設置をせざるを得ないという認識でしたが、いずれとにかくどういう形にしろ、透析の先生を招聘するということを大前提として取り組もうと。それが、先ほど言いましたように我々としての強い意思表示ということでございます。方針転換というよりもある意味、具体に先ほどから何回も繰り返しますが、これまでそういった方向で考えてきたものが、これから設計に向かってそういうことが可能なんだったらその方向で行こうということで変えたわけでございますので、ある意味、我々とすれば柔軟に透析の患者さん方のためにという思いで方針転換ということでございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の規模等の関係でございますけれども、策定委員会の中でいろいろ資料を出して検討してもらいました。それで、一応はこの計画書、皆さんにお渡しした素案の内容で検討してもらっておりまして、ある程度早目に計画としてまとめなければいけないということもございましたので、コンサルを入れながら文書をつくりながら計画をフィードバックしながら委員さん方につくってきたわけです。一応、この素案の内容が大体ほぼ同じようにして、この前もちよつとありましたけれども、町長の意見等を除いた格好での計画書の策定委員会としての提案として出していただきました。ということなんです。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 普通、そういういた策定委員会という組織といいますか、つくった際には町長、多分委員の委嘱をされたかと思うんですが、そこでこの委員会は7月からですか、12月26日を最後に6回開かれたと。その6回の会議の内容を委員会で取りまとめをして、そして委嘱されていますから、その委員の方々。それを取りまとめとして報告書といいますか、そういういたものを町に答申という形で普通は出すわけですよね。それをしないで、最初から素案をつくって策定委員会にかけたという形になるわけですかね。どういうふうなことになっているんですかね。違うんですか。コンサルも含めてということは、そのコンサルも策定委員会のメンバーになっているんですか。その辺のところをきちっとわかりやすく説明していただきたい。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 一応、策定委員会で検討している内容を文章化すると、コンサルは文章化するだけなので、文章化したやつをそのまままた策定委員会のほうにファードバックしている。その内容でよろしいかどうかというのも検討しながら、その内容がよろしければそこは次の段階に進むという格好で委員会で検討して、コンサルはそれを文書化するだけの問題であって、それを素案ということじゃないんですけれども、策定委員会での答申内容としてその文書、ここに書いてあるやつをそのままこれで策定委員会のほうで審議して、それでいいですよということになって出したということになります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 大体理解は今してきたんですけども、コンサルというのは策定委員会で話し合いをした内容を文章にしたと。それを次の会の策定委員会か何かでこのようでいいですかというバックアップというか何ていうんですか、したと。そうしますと、この素案は策定委員会で決まったものそっくりそのままという解釈でよろしいですか。町のほうで手を加えるとか、都合の悪いやつを直したとかそういうことはないですか。全くそのまま載ると。ああそうですか。それならそれなりの説明をしていただきますね。

それでは、策定委員会でまとめたもの、要するに町は手を加えていないということでありますけれども、新病院の整備スケジュールありますよね。整備スケジュールの中で建設工事というところに、75ページですか、建設工事の期間が14カ月程度ということでございます。そのメンバーを見ると、この17人のメンバーの中に建設に詳しい専門知識を持ったあるいは経験のある方が入っていないんですよね。設計もできていない、まだ設計業者も選んでいない、どの程度の規模の建物なのか全く白紙の状態で、14カ月という建設工期を誰がどのようにし

て決めたんですか。この17名のメンバーの中に設計屋とかそういった専門の方一人も入っていらないんですよね。何を基準に14カ月程度ということになったのか。その辺、お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） これは、ある程度後ろから追ってきているという状況はございます。というのは、ある程度目標を開設時期、27年度末で建設が終わるということです、それから設計期間がどれぐらいあればいいかとか、建設が普通ですと14カ月から15カ月程度要するというお話をうちのほうから委員会にお知らせしておく。それから持ってくると、こういうスケジュールになるんじゃないかということでの出し方。これが全てではありません。だから建設費用なんかもある程度、平面図なんかもある程度、病院のほうとコンサルなんかにいろいろ出して、これぐらいの施設が必要なんですよということでつくっていますので、これが全て設計の内容ではございませんので、これをもとに今度は設計業者、ある程度こういう部屋がこれだけ必要なんですよとか、これぐらいの大きさのやつが必要なんですよということでの、これを見ながら設計業者が今度は設計していくわけでございますので、ある程度スケジュールに関しても今後これから今プロポーザルをやっていますけれども、設計業者が決まれば設計業者と今度は内容を詰めて、この設計の期間でいいのかどうかというのができてきます。その設計業者が終わってしまえば、今度は建設業者を決めるわけでして建設業者とまた話し合いの中で、建設が本当に26年度末までで終わるのかということも、今後協議をしながらそういうものが決まっていくというふうになりますので、そういう格好でここに出ているものについては、こちらから情報提供しているものが事務局としてありますので、それを委員会とかに説明して委員会で納得したやつをここに出しているという状況になります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最終の策定委員会から計画書の作成までの期間、これは今お話しのとおり短い時間でできたわけですね。やり方がそのようなやり方であると。どうなんでしょうね。100年先の南三陸町を見据えて復興を進めていくというお話の割には、随分早いというか急いでいるという感じを受けるんです。どたばた急ぎといいますか、そんな感じがするんです。設計業者の選定方法にしきり、コンペでないプロポーザルで行うと。設計内容の審査でなく業者の審査をする。余り聞いたことのないやり方で進めていくんだと。コンペでやると、審査委員会が審査するのに少なくとも2カ月ぐらいはかかるわけです。要するに公募して数社

の会社がコンペ内容を提案するわけですから、その設計内容を審査するわけですから、かなりの2カ月という以上の期間がかかるわけなんです。しかし、急ぐためにはそれを省いたと私は思うんですよ。どうしてそのような方法をとるのかという質問を1月30日の臨時会でお話ししたところ、答弁ではコンペでやると点数制度、もちろん各項目にわたって点数を入れるわけですよね。それを合計した点数の高い方を選ぶという方式なんです。ただ、それをやると60点あるいは65点でもその業者を選ばなければならぬと。それは決まりでそうなっています。しかし、その審査委員会で低い点数を出しても選ばなければならぬですが、その業社と町が契約をしなければならないという決まり、規定はどこにもありません。要するに、点数が低いからもう一度やり直せということもできるんです。それもわかっていて話していると思うんですよ。ですから、そういうことも含めてこれを省くために短くするために、私はこの方式をとったのではないかと思うので、なぜ急ぐんでしょうか。急ぐ理由は何なのでしょうか。そのコンペのやり方を余り言いますと、今度は建設課長に答弁ということになりますから、その辺はここでやめますが。必ずしも低い点数の方を審査委員会が選んだ業者を町が契約するという規定はどこにもありません。なぜそこまでして急がなければならぬんでしょうか。その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 急がなければいけないのは唯一一点、今の診療所とそれから病院と35キロ離れたところでお医者さん、スタッフ、行ったり来たりと大変過重な労働を行っていると。それを解消するためには急がなければいけない。その一点であります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 現在、米山病院に入院している患者さん、大体30人ぐらいですかね。そのぐらいだと思うんです。町長、もう一言、患者さんが遠くに入院していて、家族が不便を来すだらうという言葉が欲しかった。今の答弁はスタッフ、職員だけを案じた答弁ですね。その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あえて漏れていたと言えば確かにそうかもしれません。患者さん、それから家族の方々、そういった方々の不便、そういうものも解消するというのが大きな狙いの一つということであります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、大体30人ぐらいの患者さんの中で、町外に住んでいる方々の家族、

これは人数わからないでしょうね。私も調べようがないんですね。要するに、イオンの跡地とか町外の仮設に住んでいる方々の家族がその30人の中に何人いるのかなということを、これはちょっと個人情報の関係でなかなか難しいんですよね。その30人の中にもそういった町外で暮らしている方々もおるかと思うんですがね。むしろ、その方々についてはそちらのほうがいいという方も中にはいるかと思うんです。具体的な数字はわかりませんけれども。それはそれとしていいと思いますが、いずれにしても急いでやっている感じがするんです。開業に間に合わせるために逆算をしてきたというお話もありましたけれども、私思うには、27年の4月ですか、開業予定は。それから逆算してきたということで急いでいるんでしょうねけれども、間に合わないような業者を頼まなければいいんです。私はそう思うんです。業者を選んで工期を決めるわけじゃないですからね。入札して業者が決まれば、もうどんどん事業は進むと思うんです。この間、貫通式した志津川トンネルなどは予定より早く終わったと。掘り始めて1年4ヶ月ですか、で終わったと。大変喜んでおると。そういう業者であればいいと思うんですが。また藤浜の高台の造成、この間行ってきましたけれども、ここの工期が10戸のうちの造成に1年ぐらいの工期をとつてあるんですよね。

以前、私は造成については自衛隊に頼んだほうがいいと。今度志津川病院、3年造成するわけですけれども、自衛隊を頼んだほうがいいという話をしたこともあります。自衛隊は早いです。名足の今の仮設住宅、粗造成ですけれども5人で1週間で終わりました。だから、この病院の造成あるいは高台も含めて自衛隊を頼んだほうが私はいいと思います。どうです、町長、防衛大臣にお願いしてみてください。すぐよこしますよ、防衛大臣。これは最初からの質問の予定外の質問になっていますけれども。

そういうことで、先ほど1回目の質問、なかなか難しいというお話です。これまで医師の招聘については、折に触れ質問をしてきました。そのときにも答弁ではネットで募集しているとか、あるいはドクターのメディカルバンクに登録しているとか、最近は県の町村会で国のはうに医科大学の新設の要望書を出しているとか、そんな答弁がなされております。新しい病院の建設に当たって、この医師不足、特に透析医師の確保というのは深刻な問題であります。喫緊の課題であります。そんな中で、そういった状況下において県の町村会で国に大学の新設を要望しているという考え方で医師の確保ができると思っていることが、不思議に私は思えてなりません。町長も今思っていないというお話ですが、今新しい病院をつくるに我が町の病院の実態を考えるときに、そういった招聘についてのお話をするとあなたはそういった答弁をしているということです。それは、思っているか思っていないかわかりませんが、

そういう答弁というのは果たして当てはまるのかということを今言っているんです。医師不足の招聘に取り組む町長としての施政に私は問題があると思います。施政というのは、背筋をぴんと張った姿勢ではなく、政治をする、施行の施に政治の政、施政。これに私は問題があると思うのであります。その場その場をうまく切り抜けばいいんだというのが、町長としてのあなたの施政だとは私は思いたくないし、4年前、あなたを支持した有権者もそういうあなたを望んだはずではないと思うからであります。100のきれいな言葉よりも現実に向けた行動をし、結果を出すために努力をしていただきたい。町民のために本気でやる気を持って取り組んでいただきたい。そう期待するものであります。

震災後、透析の治療を受ける患者さんたちは余儀なく町外で治療を受けることになりました。遠くは山形、秋田、北海道でいろいろな事情があって、その地区で治療を受けておりました。先月、その秋田で治療を受けていた1人の患者さんが、針を刺すシャントからウイルスが入りまして急変をいたしました。病院から連絡を受けた息子さんが駆けつけ、様子を見るなり患者さんの息子さん、娘さん、親戚の方々に会わせるために電話連絡をしました。こちらにいた方々が車で出発しました。ところが、先月の後半ですから猛吹雪で道路が通行止めになりました。その願いかなわず、お亡くなりになりました。大変悔やんでおりました。この患者さんは、私の大事な親友のお母さんです。

9月定例会に、3人の議員の方々がこの招聘についてあるいは病院経営について質問しております。そのときのあなたの答弁では、抜本的な解決策が見つからない、我々としては考えられることは全て行ってきたと発言しております。万策尽きるという言葉がありますが、あなたの力ではどうすることもできない、無理だという判断を私はしました。あなたにはもう期待できない。そう思いましたが、そこに座っている以上、任期までは働いてもらわないと困るのであります。任期までは。きのうのお話ですと、男女共同参画とかということで、女性の方が町長に立候補するのを期待しております。多分出てくるものかと思っておるんですが、きのう町長は議会も女性の占める割合が6%だと、もっとふやしてほしいという内容のお話をされました。もし、女性の町長が当選すると100%なります。議会の10%、20%の騒ぎじゃありません。100%なんです。今度は2月15日、特別委員会において医師の招聘の方法、手段、私が質問したところ、あなたは、私にだけどうするんだということではなく、仕法、やり方あるいは提案型のご意見がほしいとの発言がありました。常には町長の政治的判断とかそう言いながら都合が悪いと意見を聞かせてほしいとか、先ほどもお話がありましたように議会も一体となって取り組みたいとか、都合のいい使い分けをしているなど。見え見えで

あります。2月15日のそういう意見がほしいということでありましたので、名前は公表しなかったんですが、ある先生に相談に行ったほうがいいという旨の提言をさせてもらいました。町長は、では後で私のほうから名前を聞いて早速副町長なり事務長に行かせますというお話がありました。その結果をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） お名前を事務長にお聞きしましたら川田先生という方で、資料を三浦議員のほうから送れという指示をいただいて事務長のほうでその資料を送っていると聞いております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 2月15日の私の発言は、ある先生に、お医者さんですよ。お医者さんに相談に行ったほうがいいという発言をしたんです。お医者さんに。で、町長が先ほど言ったように名前は後で三浦議員から聞いて事務長なり副町長に行かせますというお話だったんです。私は来るものだと待っていた。あのときに話した先生のお名前は何ですかと。ところが、来なかつたから察したのかな、わかつたのかなとそう思っておったわけです。だからきょうの段階で行ったんだろうと思って、その結果は何ですかという質問をさせてもらったんです。川田先生というのはお医者さんではありませんよ。国会議員の先生です、同じ先生でも。私、さっぱり話をしに来ないものだから、2月15日のその辺の私と町長のやりとり、果たして私が誰々先生ですというふうに行って話さなければならぬややりとりだったのかなと思って、議会事務局に来てテープを巻き戻しました。そうじゃないんですね。そのときも私、町長にお話ししましたね。皆さん是執行機関、我々は議事機関、議員はね。仕事は全く違うんですよ。我々はあくまでも監視、批判、牽制と、この3つの仕事。私のほうからあそこに行けとか、執行者に対してですよ。こうやれとかできないんだという話をさせてもらったんです、そのとき2月15日に。でも、町長はそんなことないからやり方を話してくれないかという話だったから、そのときは名前は上げないでこういう状況ですよと。ある私の知り合いの先生から、お医者さんです、相談したら志津川病院であればこの先生に相談に行ったほうがいいですよ。必ず乗ってくれますよということを言われたということでお話をさせてもらったんです。なかなか来ないから、私はてっきり行ったと思ったんです。町長は、後に後で名前を聞いて副町長か事務長にやらせますという話をされたんです。テープ聞きますか。来ないんです。なぜ来なかつたんですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その後、私、病院の事務所に行きました。その際、三浦議員からこういう方を紹介されたということで、お話を事務長からいただきました。三浦議員からそちらのほうに資料を送るよう指示を受けたので、事務長はそちらのほうに書類を送るということです。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、指示を受けたというか、私、指示したつもりはありませんから前もって話しておきますよ。

私、一議員として皆さんと同じようにこの志津川病院の運営については常に頭に入っているんです。特に透析のお医者さん、透析ばかりじゃなく医者不足ということで、いろいろな機会があるたびにお医者さんに関係する方々にしょっちゅうお話をさせてもらっています。いろいろ場所で。たまたま参議院議員で川田龍平さん、国会議員の。薬害エイズで訴訟を起こして勝利した方です。その方が気仙沼に用事があって来ると。一関に新幹線で来る。その先生を送り迎えする人がいないので、私にやってくれないかということで運転手と車をお願いしまして、一関に送り迎え、往復大体2時間ちょっと。行き帰り、何とか先生、先生はエイズの関係でいろいろと闘ったんだから、かなり弁護士なりあるいは関連のお医者さんも知っているでしょうと。ぜひ、私のほうに来るお医者さんを紹介してくれないかと、車の中で再三、私お願いしました。そしたら、気仙沼に来るまでは、お話は常に皆さんにお話されているような自治医大がどうだとか、全国的に不足しているからどうだとか、常に皆さんが言っていたお話をされました。帰りの車で余りにも私がしつこいものですから、おり際に、だったら三浦君、私より後輩ですけれどもね。三浦君と言ったか三浦さんと言ったかわかりませんが、志津川病院でお医者さんを迎えるにどのような待遇なのか、受け入れる内容はどうなっているのか、それを書いて国会議員の私の事務所にファクスを流してほしいという話をされたものですから、私すぐ翌日飛んできたわけです。ただ、私が、一議員がこれはどうしたらいいかなど、これやれとかこうだとか言える立場じゃないものですから、事務長のほうに行ったんです、一議員として。こういう話がありますからどうしますかと。いや、ぜひ送りますのでということで送ったわけです。指示していませんからね。ね、事務長ね。そういう話ありますけれどもどうですかというお話をしたら、ぜひ送りますということでファクスを流したという経緯で、先ほど来話をした先生と今回の先生は、先生違い。国会議員の先生とお医者さんの先生はまた違いますから、言葉は同じですけれども。勘違いというか、そういう解釈ですかね。私は宮崎先生のことなんです。あなたはすぐこうやるけれども、前

にも行ったことがあるという話は再三聞きました。首を振るんじゃなく、そういう考え方だからお医者さんがいないんです。1回、2回行ってだめだったから後はないだろうという解釈。私のお医者さんの先生、そのご意見をいただいた先生、それから川田先生、国会議員の先生、同じことを言っています。足ですよと。足を運ばなければダメですと。お願いに行きなさいという共通の話がありました。1回、2回行ってだめだったと。これではなかなかお医者さんは難しいと思います。

いずれにしろ、それでは宮崎先生のほうにはまだ行っていないんですよね、そうしますと。今、私、名前を公表しましたので、ぜひ行っていただきたいと思います。

これも提言がほしいというか、ご意見がほしいというお話がありましたので、お話をさせてもらいますが、町長の仕事、8時から5時までという考えでは、まずお医者さんの招聘というのは無理だと思います。私はあなたの5時以降の行動はよくわかりませんけれども、第一にお医者さんにお願いすると、そのお医者さんと会う際にお医者さんが診療を終わった時間にしかとてもらえないかと思うんです。そのときに5時過ぎるでしょう。仙台あるいは東京、遠いところに行くかもしれません。帰ってこれないかもしれません。そのお話をする際にも、お茶とかあるいはコーヒーだけで済まないこともあるでしょう。そこは町長の最も十八番とするところだと思うんですよ。そのためだったら、交際費、私は多少使っても構わないと思っております。そういういた考えで取り組んだほうがいいかと思うんですが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体に宮崎先生のお名前が出ましたけれども、三浦議員からお話ししただけ前に宮崎先生には当事務長のほうでお会いしていますので、その辺の内容については事務長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 私も宮崎先生には大変うちのほうでお世話になっていますので、イの一番、宮崎先生にこういう内容で病院を例えればつくるときに宮崎先生のほうでの支援をできないですかということの相談は行っております。宮崎先生につきましては、今もいろいろと事業的にも拡げていて応援の先生もいただいているということで、今の体制でいくとちょっと支援については無理ですというふうにお話しいただきましたが、それでも一つの方法として施設的なものとかの整備をしておけば、いつでも宮崎先生じゃなくてもやれる人が出てくるかもしれないというアドバイスも受けております。それは、私が行ったのは1

月末から2月初めかちょっと日にちは忘れましたけれども、行ってご相談を一番最初にかけておりまして、今はちょっとできないですということで、私も今のところこれから何年やるかもわからないし、長期的に継続してやれるのは今のところはちょっと難しいということで、ご協力については今のところできませんという答えはいただいております。

それで、いろいろとうちのほうでも宮崎先生ならずほかの先生にも当たっているところがございまして、それについてはまだここで公表できるような状況ではございませんけれども、いろいろな先生には当たっております。その中で、いろいろと招聘ができればいいかなという方向で持っていきたいとは考えていますので、透析についてはとにかく町長が先ほど言ったように施設はつくっておくということで決まりましたので、その間に何とか開設できるような方法、先ほど言いましたように勤務医ならず開業医という格好で一体の施設の中に開業医が入るという方法もできますので、その方式については県にも確認しております、県では開設許可はそれでも出ますよということも聞いておりますので、そういう方法も踏まえながらやはりある程度幅広くいろいろ話をかけて、透析を開設ともに開始したいというふうに努力をしていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 足を運ぶということに8時から5時までがあなたの仕事でありませんよと。時間を潰しても一生懸命本気になってやっていただきたいんすと。そういうことでどうですかという質問です。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤仁君） 前から宮崎先生に関しては、ちょっと最初の答弁とずれますけれども、宮崎先生、震災前からうちの町にいろいろお入りをいただいて事業展開も含めてご提案等々もいただきました。今事務長もお話ししましたように、宮崎先生は障害者施設等含めましていろいろ多角的に事業をやっているということで、なかなか当医院の分まで手が回らないという現状だという話がありました。こういうお話も8時前というか、午後5時過ぎとかそういう時間帯で宮崎先生とも話をしておりますし、ほかの先生方とも当然そういった相手方の時間に合わせて対応させていただくということが我々の仕事でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 気仙沼市の本吉病院、今本吉診療所ですかね。当初は被災されたときお医者さんが一人もいなかつたんですね。お一人の先生が病院を救うというそういった気持ちでおいでをいただいたかと思うんですが、お一人で始めた。現在はお医者さんが3人から4

人体制のようです。これは本吉にかかっている患者さんから聞いたんですけれども。平均1日の患者さんが七、八十人いると。多いときには100人を超しているんだというお話をされまして、その先生方は気仙沼市の本部といいますか本院といいますか、から来ているんですかというお話を聞いたら、いやそちらからじゃなくて直接よそからおいでになっている先生だということをされました。当時、話題になったんですよね、テレビで、病院といいますか診療所といいますか、震災でお医者さんがいなくなつてどうしようかと思ったときにそのお一人の先生が来て、ドキュメンタリー番組みたいなので放送されたんですがね。それを見た全国のそういった診療所で働きたいという先生方が来ていただいたという話も聞いておるんです。

我が町の病院で話題性とか何かでテレビ放映させるようなことはないですかね。何か。いいほうですよ、いいほうで。そういうことで報道されて流されると、それを見ていた先生方がおいでをいただくという可能性もあるかと思うんですが。

それで、町長、なかなか難しい。招聘、医師不足で。そこで、提案というか提言といいますか、医師を招聘するためのチームといいますか委員会といいますか、そういうものの立ち上げという考えはないですか。その委員になる方あるいはチームの一員になる方、先手先手といいますか、選ぶのにそれも大変難しい。お医者さんの招聘以上に難しかったりするかもしれませんけれども、ただ難しい難しいで成り行き任せではなかなか難しいというか、いかないかと思うので。そういう発想というか考え方方に立ちませんか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は震災前に、今回の震災でお亡くなりになりましたけれども、今の横山事務長の前の事務長だった三浦満夫さんを定年になってそういう役割を担っていただこうかというお話をしておった時期がございました。残念ながらこういう結果になりましたので、そのまま今宙に浮いているんですが、いずれそういうことを考えたということの経緯はございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） いい話を聞かせてもらいました。やはり私の考えることは町長も考えるんだなと、さすが町長だなという今思ひがしております。

せっかくそういう考えがあるのであれば、ぜひ継続してこれを実行していただきたいと思います。やはり従来の手法ではなかなか難しい面がいっぱいあるかと思うので、やっぱり変わったといいますか、独自で自力で先生を連れてくるという構えといいますか、それが大事

じゃないかなと。自治医大にお願いしているとか東北大学の話を聞かなければならないだとか、先ほども言いましたようにネットで募集するとか、そういう手段ではなかなか先生は見つからない。やっぱり独自でいろいろな手法を考えて進んでいかなければならないと私は思うわけであります。ぜひ、招聘のためにチームあるいは委員会の設置ということをやっていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番議員の一般質問を続行いたします。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 次の質問に入ります。

次の質問につきましては、水道設備の設置の補助金制度の見直しの考えはという質問であります。この震災によりまして移転をする対象世帯、約2,600戸あります。その中で防災集団移転1,100戸、これは20地区28カ所、災害公営住宅に8地区で約800戸、個別再建、自立再建する方が700戸という数字になっております。

今回質問いたしますのは、この自立再建者に向けた東日本大震災に係る水道給水装置設置費補助金交付要綱というのが、昨年8月の臨時会で提案されまして制定になったわけであります。それから7カ月が過ぎたわけですが、この内容の見直しというものが出てきたと思いますが、町長はどのように考えておるのかお聞かせいただきたい。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 見直しの方向というのは、まだ出ているという認識はこちらでございませんけれども一応答弁差し上げます。

2件目のご質問でございますが、水道設備補助制度の見直しの考え方についてお答えをさせていただきますが、議員のご質問の支援制度、東日本大震災に係る水道給水装置設置費補助制度は、復興に取り組む町民に対しまして助成金を交付し、町民の定住化を図ることを目的に昨年9月から施行した町独自の支援制度であります。震災により全壊もしくは半壊以上の被害を受けた方が個人で高台等へ新たに住宅を建築する場合、水道給水管引き込み工事について本管取り出しから宅外の第1止水栓までの工事費の助成を行うものであり、補助金の額は工事費の2分の1の額で100万円を上限に助成するものであります。対象とする工

事も震災直後までさかのぼるものとし、平成33年3月31日までの期間、助成をし支援を続けていくものであります。

なお、助成開始に当たっては、広報誌や町のホームページにおいて広く町民に周知をさせていただいたところであります。現在の交付状況は、申請件数が13件、交付補助金約300万円となっており、今後も個人移転が進むにつれ申請がふえてくるものと予想されているところであります。

さて、本制度の見直しとのご意見でございますが、特に併用住宅への支援については、議員がお話しのとおり被災された方の中には、震災前、住宅において商店を営んでおられたり、作業場等を構えていた方もおられ、その方々が新たに高台に移転され、震災前と同様居宅以外の建物を併設するということが考えられてきました。本制度では交付対象の住宅を居住するための住宅としているところから、商店併用住宅と商店などの営業用建物との線引きとして床面積の2分の1以上が居住の用に供するもの、すなわち住む場所の面積が建築面積の半分以上と規定しているところであります。現在、併用住宅の申請はまだありませんが、さまざまなケースがあると予想されます。店舗部分や倉庫部分が居住スペースに比べ広かつたり、多種多様の併用住宅の建築があろうかと思います。併用住宅についてはケース・バイ・ケースで判断し、被災者の方にとって不利益にならないよう柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、補助金の額についてでありますと、平成32年度末までの対象期間で申請見込み件数は300件、平均50万円として総額1億5,000万円を見込んでおります。この助成事業は、町独自の支援事業でありますから交付金等の措置はなく、財源は全て自主財源となります。工事費全額を補助対象とし、限度額を100万円から高く設定できれば個人で移転される方へのさらなる支援となりますが、限られた予算の中で多くの被災者の方に支援を続けていかなければならぬことを考えますと現行の制度で助成を行っていかなければならず、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 見直しを町でするということの質問ではなく、したほうがいいという質問なんです。そういうことで質問を続けたいと思います。

まさに、今町長が述べられたような内容の補助金交付要綱であります。私は、先ほど話しました個別の再建、自力再建する方々が700戸、700世帯ですか、がこれから予想される。まだ13件申請にならないということは、これからなわけです。しかし、高台、要するに個別の自立

再建の方々も、従来よりも高いところに計画を立てているわけです。現在入っております本管といいますか、従来の管、低いところでもぐらせているわけとして、それ以上にはるかに高いところに希望するわけです。そうしますと、高いですから、低いところから高いところに水を上げるということになると、ポンプアップをしなくてはならないと。そうしますと、埋設工事、布設工事等々のほかにポンプアップ費用とかさまざまな費用がかかるわけであります。従来行っていないところに建てるわけですから、そうしますと本管から従来行っている管よりははるかに距離的にも遠い場所になるところもあるわけです、何百メートルと。そうしますとかなりの工事費もかかる。それで、自立再建を希望している方、計画しての方々が水道の工事費ということがあって、今いろいろと検討しているという方も結構な数であります。実際聞いております。でありますから、その辺のところ、工事費の補助の見直し、先ほど言われましたように要綱の第2条（1）です。戸建住宅または併用住宅。それから5条です。2条は居住面積の割合、5条が補助金の額ということで、5条の1に補助金の額は補助対象経費の2分の1の額を限度とし100万円。要するに、200万円までの工事費は認めます。それに対する2分の1の100万円は補助しますと。200万円で工事が終わる場所であればいいんですが、それ以上かかるという業者さんからの見積もり等をとってみると、それ以上かかるという方もかなりいると聞いておるんです。高台ですから、何百メートルも離れるわけですから、従来住んでいないところに住むわけですから。でありますから、その辺の見直しをしてはどうかという質問なんです。

防集で高台に行かれる方々は全て町で整備をして、そして坪幾らとして販売するわけです。それは、給水あるいは配水の設備がきちんと整えられているわけです。自立再建の方々は給水も配水も自力でやらなければならない。同じ被災者でありながら防集は全て整備をしていただいて、自立て頑張ろうという方々には100万円しかないというのも不平等ではないかなという思いがするわけです。自分で給水閉じを通してもらうときにはお願いして、排水を流す場合も地権者の方々と交渉して許可をもらって排水設備もすると、非常に大変なご苦労をされているわけです。そのほかに土地の購入費、造成費、建築費、かかるわけあります。先ほど町長は、町独自の支援策であるから、補助要綱は33年までですか、載ってあるんですが33年3月31日に限り、その効力を失う。自主財源といいますか、町独自の支援策であるから全て町が補助をするということになると財政面が厳しいという話、それはわかっています。でも、町長、町長はいつも言われているんです。制度に合わせた復興ではなく、復興に合わせた制度にしてほしいということを国に申し上げでいると。これも同じなんです。そういう

た制度が国ではないんですから。町で独自支援ということをやられていると。もし、国に復興に合わせた制度にしていただきたいと、町独自で支援するんじやなく交付税で面倒を見てもらいたい。あるいは、復興交付金の中でこの事業も取り入れてもらいたいというお願いをして、国からお金をもらうのもあなたの仕事なんです。私はそう思います。金がない、金がないとここでしゃべっていたって、金はどこからも来ません。私、何度も前にもお話ししたように、現場の実際の声を永田町とかあるいは霞が関に行って生の声を訴えなければ、向こうの方々は動かないんだ。だから、あなたに足を運んでいただいて、毎日のようにこうしてくれ、ああしてくれという行動、それが私は町長の仕事であると思っているわけなんです。

それから、最初にお話しました2条の（1）ですが、住宅、戸建て住宅または併用住宅と要するに建物を建てた、要するに店舗兼住宅といいますか倉庫兼住宅といいますか、その建物の2分の1以上が居住スペースじゃないと、補助金の対象になりませんという要綱なんですね。場合によっては、40%になる可能性もあるし、30%になる可能性もある場合もあります、店舗とか倉庫によりまして。人いろいろあるわけですから。でありますから、居住スペースが2分の1ということではなく、20%とか30%にこれを直すべきであると。現にそういった方々もおりますので、あえて今一般質問という形でしているわけであります。そういう今質問なんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、国の制度がないということで町が復興に合わせた制度をつくったと思ってございます。先ほどもお話ししましたようにこれまで13件の申請でございまして、ほとんど我々がつくった決まりの中でのうちでの申請でございます。先ほどありました併用の住宅、この部分については先ほど言いましたように居住が前提ですが、その面積等についてはもう少しこれから柔軟に検討したいと思ってございますが、担当課長から説明させますが、具体にこれまでの申請、いわゆるこれまでのこういった制度を上回ったような形の中でご相談があったのかどうか。それは担当課長から説明させます。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 200万円を超える工事といいますのは、現在のところ1件申請が上がっておりまして、まだ受け付けはちょっととしているんです。現地とかを確認しまして、そしてよく見てからそれを受け付けるという格好で今やっているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） では、その居住スペース2分の1、今後検討するということでありますから、検討結果を早目に出していただいて、町民の方々にお知らせをしていただきたいと。そういうことでこの件についてはいいということにしまして、その金額ですね。今、水道課長から200万円を超える工事費の相談が1件あったということのお話です。実際、申請した件数がまだ13件しかないわけであります。700件の自立再建の中で。この要綱は、今町民の方々がわかっているわけです。居住スペース2分の1とか、200万円までの100万円しか出ないとということ。だから、相談に来る方はいいんですが、それをわかっている方々はこれ以上どうしようもならないんだという理解のもとで来ないという方もいるんです。言っている意味わかるでしょう。こういう内容、皆さんわかっているから、そこできてどうしようという悩んでいる方が多いということの質問なんです。ですから、来ないからなんじやなく、わかっていてわかっている方は来られないんだと、悩んでいる人がいるんだということなんです。町長、そこなんです。皆さんは、来ないからなんじやという判断ではだめです。来たって無理じやないか、どうしようかと悩んでいるんです。

ですから、国の制度がないから制度をつくるように、あなたが行って交渉してくださいよ。私、前にもお話ししましたよね。復興のためには東京に行ったり来たりすると大変だから、東京に部屋を借りてそこから毎日通ったらどうですかという提言ですよ、それも。させてもらった経緯もありますので。全てがそういうことなんですよ。足を運んで、先ほども言いましたお医者さんの招聘もしかり、1回、2回話したらだめだからだめでしたと、そう言われた町民はどうするんですか。何を希望に生きているんですか。町長がそういう考えでは町民は報われませんよ。私はそう思うんです。やる気を持ってくださいよ、やる気を。あなたが行かれないと副町長なり。副町長、今回一言もしやべっていないんですけど、どうですか。あなた、町長のかわりに行くおつもりありませんか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろなケースが出てくると思いますが、基本的に営業用でグループ化補助金を使った方々は、水道の分も4分の3補助が出ますので、そういった方々はやっぱり対象から外さざるを得ない。そういう方も多分いらっしゃると思います。いずれ、周知等についてはこちらで改めて考えていきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 移転計画をされている700件という表の中に、グループ補助の件数は入っているんですか。グループで建設する方々、今町長が言われている4分の3の補助をもら

ってやる方々は、この700件の中に入っています。何を言っているんですか。何で質問をそっちに向かわせたりこっちに向かわせるような答弁するんですかね。町長、あなたはそんなこともわからないで話しているんですか。そんなこともわからないでそこに座っているんですか。恥ずかしいですよ。今回は静かに終わらせようと思って極力努力してきた。人の気持ちもわかってくださいよ。そういう声出したくない。先ほど休憩前は静かにやつたら、同僚議員から何だ、随分静かだとと言われまして、いつも静かですという話をさせてもらつたんです、控室で。答弁によっては本当に言いたくないことも出てくるんです。もう少しものを考え、町民のために答弁をしていただきたい。副町長、どうですか。町長のかわりにあなた一生懸命頑張ってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君）遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君）この水道の問題ならず今回の震災に向けて復旧・復興、いろいろな制度面で、なかなか国の制度と地域の実情、実態がそぐわないという分については数いっぱいあります。

当然、私の立場でございますので、その辺を整理しながら機会あるごとに町長にもそういう働きかけをお願いしてございますし、それから今特に3市2町の沿岸被災地域の連携会議、副市長等でこういった情報をいろいろ検討して、どういう形で市町村長に中央への働きかけをしてもらうのか、そういう整理などの作業も行っておりますので、私が先頭を切ってというよりも町として町長が行くことによってそういった部分がより力が強まる部分もございますし、補佐役としてそういった問題を整理しながら、お話の趣旨は理解はしているつもりでございますので、今後ともそれぞれの立場で懸命にそういったものの具現化に向けては取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（後藤清喜君）14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君）ぜひ、この700世帯の方々、大変悩んでおります。まだどうなるかわからないということで、工事をストップといいますか、建築業者さんとの契約も進まない方も中にはかなりおります、実際のところ。もし、そういうふうに額が全額、全額と言ってもなかなか難しいところも出てくるんですよね、今度は。それはあなた方が本当にそのぐらいかかるかという審査といいますか、調査もするわけですから、平均的な額というのは出ているわけですから、できれば防集と同じような、要するに防集は全額ですから、補助といいますか町のほうで整備をするんですから、同じ被災者でありますからぜひ同じような平等なやり方をやっていただきたいと。

それから、ぜひ副町長、国に行っていただくように少し町長にねじを巻いてやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で、三浦清人君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

日程第3 陳情2の1 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給を実現する行政施策強化の意見書提出を求める陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第3、陳情2の1石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給を実現する行政施策強化の意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

陳情2の1については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情2の1については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより陳情2の1を採決いたします。本陳情書は採択と決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決しました。

日程第4 議案第8号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第8号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第8号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復旧・復興事業を遅滞なく推進するに当たり、事業の進捗に合わせた組織体制を構築するため南三陸町行政組織条例の一部を改正するものであります。

主な内容といたしましては、現在の復興事業推進課を3つの課に分割しそれぞれの分野における事業のさらなる推進を図るものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） それでは、細部説明をさせていただきます。

本日お配りいたしました1枚ものの議案第8号関係参考資料（その2）をごらんいただきた
いと思います。A4、1枚の資料でございます。

今回の行政組織の主な改正は、ただいま町長の提案説明で申し上げましたとおり、現在の復興事業推進課の所掌する事業に合わせまして、3つの課に分類いたします。それぞれ復興事業推進課、復興用地課、それと復興市街地整備に再編するものでございます。

現在の復興事業推進課は、住民の高台移転を中心とした復興事業を進めるために、昨年1月1日の行政組織改正に伴って新設した課でございました。当初8名体制でスタートをし、それ以後平成24年度になります防災集団移転事業計画のとりまとめ、それと災害公営住宅の整備計画等を進めるに当たって逐次職員の増員を進めてまいりまして、現在は45名体制となっております。これから平成25年度、新年度を迎えるに当たり防災集団移転事業や災害公営住宅の造成工事、さらには市街地の土地区画整理事業及びこれら事業実施に伴う用地の取得等が本格化してまいりますので、さらなる職員の人員増が必要となってまいりことを考えま
すと、これから的事務事業の円滑な管理のみならず職員のメンタルヘルスを含めた人事管理を進める上で、一つの課での管理が相当厳しくなってくることが予想されますので、本年4月1日をもって提案の3課に分離再編するものでございます。

それぞれの課の分掌事務につきましては、新しい復興事業推進課においては防災集団移転や災害公営住宅の整備を中心とした、いわゆる住民の高台移転に関する事務を進めることとい
たしております。そのほか特に市街地の都市公園の整備や土地区画整理事業などにつきま
しては、復興市街地整備課が所掌いたします。復興用地課につきましては、主に復興事業推進課及び復興市街地整備課の所掌する用地の取得、それと今後造成が完了した用地の貸し付け

等を担当する予定といたしております。

新年度からの人員体制につきましては、復興事業推進課はおおむね25名程度、復興用地課及び復興市街地整備課については15名程度を予定してございます。

次に、恐れ入りますが、議案関係参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

条例の新旧対照表でございます。第2条第2号で、復興企画課を従前の企画課と名称を変更しております。復興企画課を企画課といたしてございます。所掌する事務については現行と何ら変更はございませんが、復興事業の実務担当課と区別してより住民に対してわかりやすい組織体制にするために今回改正するものでございます。なお、これら課名の名称変更に伴いまして関連する2つの審議会条例を附則で改正いたしておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この条例制定につきましては今課長から説明があったわけですが、これまで復興事業推進課一つで大体45人体制で行ってきたと。これから25、15、15というと55人ですか。その10人をプラスするという職員というか、数、それは十分間に合うというか、することによってよその課が大変にならないのかなと。あるいは、支援職員といいますか派遣職員といいますか74名、これががふえるという見通しなのかどうか。この3月で今おられている派遣職員の方々、大変ご苦労さまなことですけれども、一度お帰りになって交代ということになるわけで、従来今来ている74人の数をこの次の交代といいますか、来るときに同じ数になるのかどうなのか。大変恐縮な話になりますけれども、新しくおいでをいただくとまたなれるまで、仕方のないことなんですね。よその土地から来るわけですし、中身なんかも大変ご苦労をされるんじやないかと心配するわけです。ですから、一日も早くなれるような受け入れ態勢というのも大事じゃないのかなと考えておりますし、従来もそうでしたけれども、用地に関する取得等をなかなか応援しておいでいただいている方々が地域に行ってお話しするということはどうなのかなという感じもするんです。できれば、地元の職員の方々が行って地主さんとのお話をすることのほうが話が進みやすいのかなと。以前にもそういった話も出ましたけれども、派遣職員の配置の関係です。どういうふうに考えておるのか。

それから、なかなか職員だけでは話の進まない案件も多々あるかと思います。そのときはや

はり町長が足を運んで、職員が行ったのと町長が行ったのでは受け入れるほうの考え方も変わってくるわけでありますから、解決が難しいようなときには町長なりが行って、やはり交渉をしていただきたいと思いますが、そういうことをおやりになる考えはあるかどうか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、新年度の派遣職員も含めた人員体制につきましてのご質問でございますが、現在35団体から73名おいでいただいてございますけれども、来年度は100名を見込むといいますか、そういう体制を現在考えております。現在派遣している市町村以外に5団体から新たに派遣の内定をいただいてございます。それと、現在復興局あるいは総務省といったところから、例えばJICAに勤めていた職員とか民間企業からも人的な応援が予定されておりまので、100名前後になるのではないかと考えております。

派遣職員と町職員との関係でございますけれども、今プロパー職員195人ですか、いわゆる一般業務にもついておりますので、どうしても復興事業推進課あるいは建設課等の現場対応職員については、町職員は極めて不足しておりますけれども、用地交渉なりあるいは地元の説明会において派遣職員だけというわけにはまいりませんので、極力少なくとも1対1といった形の中でチームを組んでいけるような体制にしたいとは思っておりますけれども、ただ全てのチームが半分というわけにはいきませんので、当面、用地課あるいは復興事業推進課、都市整備課は派遣職員のほうが数的には多くなるのではないかと思っております。

全体的な職員の配置でございますけれども、できるだけ事業課に町職員を配置となれば、ほかの現在通常の事業を行っている職員をどうしても配置せざるを得ないと。そうしますと、現在の通常の事業を行っている職員に穴があきますので、それらの補充ということで派遣職員をいただいているケースも相当ございます。したがって、現在は13課に74名来ているわけでございまして、復興事業推進課だけでなくて町内のあらゆる課にそういう応援職員の派遣をいただいてございます。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 後段の用地の協力依頼に町長みずからというお話でございますけれども、基本的には今回高台移転、移転元はともかくとして移転先の用地につきましては、それぞれ面積の多寡にかかわらず大切な財産を町の復興事業にご協力をいただくわけでございましてから、お一人お一人に対しまして大変本当に敬意と感謝を申し上げる気持ちについてはいささかも変わりございません。

用地の交渉というのは大変いろいろ難しさがございまして、1回で用事が済むもの、それからいろいろな事情で何回も足を運ばなければならないもの、さまざまございます。日ごろから担当から大変難しい課題については、私のほうにもいろいろな経緯、経過の説明なり話が上がってきますけれども、それぞれのケース・バイ・ケースになるんですけども、その対策をどのようにとりながらご協力、ご理解をいただくのかということについては、日々いろいろ協議をしてございます。その場合に、町長であれあるいは名代として私であれ出向くということについては、それもケース・バイ・ケースなんだろうなと。逆に、そこに行ってうちになぜ来ないというお話などもこういうものの場合は結構ございまして、その対応というのはなかなか正直難しい部分がございます。ただ、当然町の計画、所期の目的が達成させるためにはということであれば、その場合ケース・バイ・ケースでそれぞれの立場の者が場合によってはお願いをするということは考えられるでしょうし、考えていかなければならない場面も当然あるのかなと思ってございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 1点、答弁漏れがございましたが、74名のうち3月31日でどれぐらい帰るのかという質問でございましたが、現段階で継続をされる方が34名、まだどちらとも決まっていない方が8名、それから今回31日付でお帰りになる方32名ということで、約半分の方々がお残りになれるということでございますので、私たちも年度末に一斉にかわられてしまうと、十分な引き継ぎ等大分心配しておったんですが、そういうことで人数的には約半分ぐらい残っていただくということになりますので、その辺のことについては少し安堵しているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 派遣の職員の方々、私はまた74人が一回に皆帰るのかと思って心配していたんですけども、半分の方々ということで継続されている職員の方がいると聞きましたまずは幾らかの安心は今したんですけども、今度は100人の方々がおいでをいただいて頑張ってもらうというお話がありました。ひとつ、受け入れる側としてせっかくおいでをいただくんですから、来てよかったですと、仕事のやりがいがあるという思いを持っていただかないと困るわけです。そういう思いを持っていただくということは、我が町の職員の働き方いかんにかかってくると私は思っているんです。先般、気仙沼市のまちづくり策定委員会だか推進協議会で、ある大学の先生においでをいただきまして、その先生がたしかどこかの新聞のインタビューか何かで、あるいは会議か宴会の中でお話をされたかと思うんですが、この町の

職員はさっぱり市民のために汗をかいていないという発言がされまして、それが地元新聞に大きく載りました。それを見た町民の方々、あるいはよその市から支援をしていただいている職員の方々が、果たしてやる気を起こすのかなという感じがするわけでありますので、ひとつ気持ちよく働いてもらうような努力をしていただかなければならぬと思います。

それと、ちょっと関連するんですが、先ほど鈴木春光議員の一般質問の中で、組織についての一般質問があつて町民税務課長がいろいろと答弁されましたけれども、歌津の支所、従来あそこは総合支所という位置づけでもって多岐にわたつての仕事をされておつたんですが、震災後、震災ですから内容も変わってきたのかなという感じがするんですが、今は総合支所という位置づけではないんでしょうか。震災後、どういう形になっておるのか。仕事の内容等も震災前と同じ内容のものがとり行われているのか、その辺どうなつていますか。

○議長（後藤清喜君）　復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君）　条例上、規則上、総合支所の位置づけは震災前とは基本的には変わってはございませんが、ただ所掌する事務の内容によっては、例えばイベント事業等が当時総合支所内で一定の事務の完結を見ていた部分もございましたけれども、なかなか難しい場面もございましたので、そういう事務については、基本的に本課の事務と一緒に統合しながら進めていくという内容もございます。最初に申し上げましたとおり、基本的には総合支所としての位置づけは変わってはございませんので、その辺については何ら従前と変わりはないと思っております。

○議長（後藤清喜君）　14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君）　位置づけは同じなんだけれども、仕事の内容は変わってきているということですね。その変わろうとしたときに、こういった所掌事務とかそういった規則なり変えなくてもいいようなことになっているんですか。その辺、私ども全然耳立てもされていないんですよ。あなた方が勝手に震災だから名前、位置づけは同じだけれどもやっている内容は違うということになると。それだけでいいんですか、事務手続きとして。町民の方々は、あくまでも総合支所だと、少々のものはそこで用が足せるんだということですぐ来ているわけですから。あんた方勝手にこういうことだと我々にも耳立てみしないで、耳立てぐらいはしても構わないんじゃないですかね。こういった議会の議決とか何かを得られなくとも。そして、住民の方々にご迷惑をかけますという話は一つぐらいあってもいいんじゃないですか。あんた方があつて町民があるんじゃないですよ。町民があつてあなた方がいるんですから。主権在民、我々はそれを政治信条としてやっているんですから。どうですか、その辺。

○議長（後藤清喜君）　復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君）　支所の規則はかなり事務の内容が大くくりになってございますので、規則の改正までいかない事務の部分で結構やりとりがやられる場合がございます。これは従前からそんな形でございました。今回は震災が大きな要因でございましたけれども、大きく規則の内容にまで手を加えるような内容ではございませんでしたので、改正はしないで事務のいわゆる所管がえ等を行ったという形でございます。

○議長（後藤清喜君）　遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君）　声が高くなっていますのでもう一回確認しますけれども、記憶にあろうかと思うんですけども、震災前に総合支所も含めた大幅な行政組織機構改革をやってございます。その際に、ちょっと今手元に何年だったのか、多分震災直前一、二年前だろうと思っていますけれども、そのときにいろいろと支所のあり方について議論した経過がございます。それで一定のご理解をいただいて現在の総合支所の位置づけがございます。当時、あの庁舎でございましたので、本庁舎の関係から職員の数が所掌事務がある程度狭まつてくると少なくなるということもございまして、建設課の本体を総合支所のワンスペースに置いて一定の職員の数があったわけでございますけれども、その後こういう状況でございますので、本庁に機能を集積しながら復旧・復興業務に当たっているということでございまして、今回支所の機能を変えているということはございませんで、震災前に組織機構の改革をやつていろいろな議論をさせていただいておりますので、ひとつ記憶を起こしていただければと思いますけれども。

○議長（後藤清喜君）　ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君）　この改正案、多分に事業が多くなってきたのかなと。さらに、職員も確保できたのかなということで今後の対応に備えるという意味合いのものであろうと思いますが、この3課の所掌事務、いわゆる担当する仕事の内容を見ますと、生活の基盤である住居の整備が主な仕事なのかなと。一部、都市計画の策定なども入っているようでございますが、これからどんどん各分野で仕事が多くなっていくんだろうと思いますが、この中で水際の部分はどの課が担当するのか、その辺の考え方。

○議長（後藤清喜君）　復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君）　今回の組織の改正については、条例事項ということで大くくりで課の再編をさせていただいておりますけれども、この条例の決定後、町では行政組織規則の改正を改めてしたいと考えてございます。水際というご質問でございますけれども、当然

河川域については建設課の所掌になろうかと思いますけれども、今考えているのは漁港事業等の漁業集落等の整備がこれから入ってまいりますので、建設課の部分に新たに漁港の係を設置したいなということで今準備を進めているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） これも一つの備えであろうと。多分そう考えているのかなとは思っておりました。水際の部分の仕事もこれからどんどんふえてくるんだろうと思います。いずれにしても人数をふやす、課をふやすということは、スピードを上げるためのアクセルを踏むということであろうと思いますので、どの分野においても減速とならないような方法でやっていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び南三陸町障害者自立支援条例の一部を改正する条例制定

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第9号南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び南三陸町障害者自立支援条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第9号南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び南三陸町障害者自立支援条例の一部を改正する条例

制定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成24年6月27日に公布されました地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改題されるなどの改正が行われることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、議案第9号の詳細についてご説明をさせていただきます。

まず、議案の5ページをお開きください。

こちらに南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び南三陸町障害者自立支援条例の一部を改正する条例ということで記されておりますが、下記のとおり2条立てで構成されております。

次に、議案関係参考資料の6ページ、新旧対照表をごらんください。

6ページにつきましては、先ほどの第1条の関係になります。南三陸町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。まず、第10条の2で介護保障についてとのことでございますが、これは傷病補償年金または障害補償年金等を受けている方が介護を受けている場合には、介護保障が受けられるということを規定しておりますが、2号において障害者自立支援施設に入所している場合は、介護保障は行わないということを規定しているものであります。先ほど町長が申しましたように、上位法である法律の改題、つまり名称変更でございまして、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということに改題をするための改正でございます。条文につきましては、第5条第12項を第5条第11項へ改めるものであります。

次に、7ページをお開きください。

これにつきましては、先ほどの議案の第2条に伴うものであります。南三陸町障害者自立支援条例の一部改正で、第1条中障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10

番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と変わったということなので、具体的にはどういうことなのか。そして、町としてはどういうことをやられるのか、その辺をお聞きします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的には、障害者自立支援法が先ほど町長が申しましたように総合支援法という形に変わります。基本的には、今まで自立を支援するというスタンスでやってきたのを総合的に支援しましょうということで、いろいろなパターンを想定して法律を改正するということでございます。今回、障害者に対する支援が主なものなんですが、例えば重度訪問介護の対象拡大をするとか、あるいはケアホームとグループホームを一元化しましょうとか、そういったところになります。ですから、うちのほうで言いますと、とりあえずはケアホームとかグループホームの一元化とか、その辺あたりが係ってくるのかなということが予想されます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 従来、訪問はやっていましたよね。そういうことで今課長おっしゃいましたようにグループ、ケア、これを一元化するということなので、具体的には本町ではそういうことはできるシステムというか、そういうことができますか。その辺ちょっと人数的にも多分。どなたがやるんでしょうかね、これは。ケアマネではなくて、保健師になるのかそれとも看護師になるのかいろいろあると思うんですが、その辺ちょっと教えてください。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回の場合は障害者の自立支援法が変わったと、総合支援ということになりますので、事業者が実施するということになりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。基本的には、今までやっていた分を一元化するという形になるものですから、内容的に特に極端に変わるものではないと。ただ、そこで移行期間が必要なので段階的にそれをやっていくということを考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 障害者自立支援法、いろいろ問題があつて改正ということで大分国会でも論議された部分なんですが、ただこれは障害者にとっていい方向に改正されればいいんですけども、何か私もちょっと理解できない部分があったものですから、障害者にとって困らないような改正の方法であればいいなと思いながらこれを見ていました。事業者がや

るということなので、ぜひ支援の方法を町でもチェックもやると思うんですが、その辺もきちんととしたものをつくってやってほしいなと思います。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第10号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、第5期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険の財政の安定を図るため南三陸町介護保険条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、議案第10号介護保険条例の一部を改正する条例制定について、詳細を説明させていただきます。

議案書の7ページでございますが、第2条、次の各号のとおり変更するものであります。

続きまして、議案参考資料の9ページをお開きください。

こちらにいわゆる現行と改正後の保険料率が記載されておりますが、実は附則において各年

度における保険料率は第2条の規定にかかわらず次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当号に定める額とするということで、いわゆる端数を処理した額が附則に別途記載されておりますので、読み上げさせていただきます。できればメモをお願いしたいと思います。

まず、現行の部分、1号、2号につきましては2万400円になります。こちらで2万694円ということになっておりますが2万400円。それから3号につきましては3万600円です。それから4号、4万800円です。5号、5万1,000円です。6号、6万1,200円です。7号、3万8,760円となっております。これはいずれも年額でございます。

今回、標準となります第4号で比較をさせていただきますと、年額4万800円、月額に換算しますと3,400円を新保険料率では年額5万4,000円、月額に換算いたしますと4,500円となります。先日の全員協議会において概要について説明をさせていただきましたので、詳細は割愛させていただきますが、その際に県内市町村の保険料について提示を求められておりましたので、議案参考資料の8ページに提示をさせていただいております。

8ページをごらんください。

南三陸町のところが枠で囲ってあると思います。なお、県内では上から20番目、それから県平均が4,896円、全国平均が4,972円となっておりまして、そのいずれも下回っているということでございます。

それから、もう一度議案参考資料の9ページに下段でございますが、9条、延滞金の徴収に係る文言の整理を行ったということでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、前回も説明させていただきましたが、老人福祉計画及び介護計画の策定等、保険料の見直しにつきましては一つのセットとして考えなければならない重要な事項であります。町といたしましても、今回の改正は基金を取り崩し保険料率の見直し幅を抑制し設定したものでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。
以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） まず1点目は、これを見ますと1,100円ですか、の値上げということで3,400円から4,500円、これは標準のところなんですが、そういうところで大幅に値上げしたということで、この根拠となったのは何かということが1点、ちょっとお聞きします。

それから、今ちょっと課長が表示されましたと7ページにあるのとはちょっと違うんでしょうか。このパーセンテージ、例えば（1）の方は所得がどれぐらいで、そしてそれが何%

の人たちがこういうところに所属するかとか、そういうことをちょっと6まで教えていただきたいなと思います。

それから、近隣との今表示されました参考資料の8ページ、この中で南三陸町は順位が20番だったと。もっと下のほうにも美里は3,600円なんですが、それから七ヶ宿なんかは3,685円ですね。ここなんかは大変高齢化が進んでいるような地区だと私は思っていましたので、なぜこんなに安いのかなとちょっと疑問に思いますので、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず1点目です。いわゆる1,100円を上げた根拠はどうなのかということでございますが、これも前回ご説明をさせていただきましたけれども、いわゆる5期の介護計画の中でサービス料を推定いたしました。どの程度のサービスが充当になるのかということでサービス料を推計させていただきまして、それに伴って保険料がどのくらいになるのかということを算定いたしております。これにつきましては、保険料の負担割合につきましてはもともと介護保険上で国が25%、それから県が12.5、町が12.5ということで、50%は公費で負担をするということが決まっております。実際、今回は第1号被保険者いわゆる後期高齢者、65歳以上の方の保険料ということでございますが、これは21%ということになっております。

実際、今回財調の基金を取り崩して4,500円という形をさせていただいたんですが、この基金を取り崩さない、いわゆる健全な状態であると5,000円は超えてしまうという設定になってしましました。これでは上げ幅が余りに大き過ぎるということを勘案いたしまして、少々の基金の取り崩しはやむを得ないということで、とりあえず4,500円に設定をしていただいたということでございます。ですから、6期につきましてはその基金が逆に減ったような状態からスタートということでございますので、その辺もっとまだ厳しくなるのかなということはちょっと覚悟しなければならないかなという状況になっております。

それから、6段階の説明でございますが、ちょっと手元に資料……、申しわけないんですが後刻、後で提示をさせていただきたいと思います。

それから、3点目の七ヶ宿等が異常に安いということなんございますが、ちょっとこの辺の設定の仕方については、申しわけないんですが存じ上げないという状況でございます。ただ、ここで見てわかるとおり近隣の市町等も非常に苦労して今回の5期の介護保険料率を設定しているというのはこの表を見ればわかると思います。ほかのところも5,000円を超えてい

るところも大分ありますし、それから被災地特例ということで私どもとここにちょっと黒く塗ってありますが東松島、女川、石巻、ここは今回条例改正をするところなのでございますが、この辺の情報につきましても本当はこの程度では難しくてなかなかやれないと。やっぱりうちと同じで財調等の基金を取り崩して何とか予算編成をするような状況になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 各6段階の中で、1が何%でどれぐらいの所得なのかということで、私がお聞きしたんですけれども、それは今まだ資料がないということで後でよろしいですから見せてください。というのは、7ページにありますように2万7,000円の人と8万1,000円の人ありますよね。その辺で、非常に多分6の方は高所得というか、高い所得の方なんですが、その辺がどれぐらい占めているかということを私は知りたかったんです。特に、1の方がどれぐらいなのかということを知りたかったので、後で教えていただきます。ということは、非常に介護サービスを受けている方たち、私、根拠はというお話をさせてもらったのは、デイサービスなんかが1年間もう使えない状態のところがありましたね。デイサービスは歌津はやっていましたけれども、こちらのほうではなかったと。そういうことで、サービスがないのにもかかわらず上がったということはどうなのかなと思ったんですが、多分私はこれは施設ができたためかなと思ったので、その辺を確認するために質問しております。その辺をもう一度、そのためなのかなどうか。きのうの一般質問の中にもありますように、今度入谷地区にまた特養ホームができると、またさらにそういう点では介護保険がまた上がるのかなと思いながら聞いていましたので、その辺が確かめるために施設入所かなと思ったので、その辺をちょっともう一度確認したいと思います。

それから、今課長は基金を取り崩してというお話ありました。確かにこれを見ますと、いろいろこの間見せていただいたのを見ると本当に赤字になると、底をついているという話もありましたので、やむを得ないかなという気もします。しかし、私、今この第4期の21年から23年度の介護料金のところに、低所得者に対するこういう文書があるんです。ちょっと読みますので聞いていてください。基金は平成20年度に交付された介護従事者待遇改善臨時特例交付金を基準として予算に定める額を積み立てることとし、計画期間における介護報酬の改定による増加分について基金を投入し、保険料の上昇を抑制したと書いてあるんです。これは、今回の6期の改定の中には適用にならないのかどうかということをちょっと確認したいなと思っていますので、それと同時に低所得者に対する減免の制度がたしかあったはずで

すけれども、それは今どうなっているのか、その辺をお聞きいたします

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目でございますが、いわゆる介護保険料というのは今回5期の分を設定させていただいたんですが、サービスが滞った状況ではなくて、その3年間、24、25、26がどういう状態でサービスが展開されるだろうかということを予測して、それに合わせて保険料率を設定しているということでございますので、23年度におきましては被災をしてそういう形で。24年度もまだ状況は戻っていないと。ところが、25年度、今回少しづつではありますが、社協さんがデイサービスを今建築して今月に落成するようですが、入谷のほうですね。そういうものはサービスとして提供されるということで想定をしております。ですから、被災されたものがそのまま戻らないというのじゃなくて、そういうのが戻ってきたのを想定してサービス料として見込んでいると。それに合わせて介護保険料を設定するという状況でございますので、戻るものは戻る。実際、きのう私答弁させていただいたのは、慈恵園さんの分については5期の今回の介護計画の中には反映させていただいておりませんという話をさせていただきました。これにつきましては、いわゆる5期、25、26年度中に慈恵園さんが今から例えば計画を立ててそれを建築しても、5期のこの介護計画の中には間に合わないだろうということが想定されましたので、そのサービス料の分についてはこの介護保険料率には反映をさせていないということになります。ですから、それについては多分6期についてその辺を想定しなければならないだろうなど。先ほど私が言ったのは、6期についてはそういうものもサービスとしてまた提供されるということになりますので、その分がまた、サービスは多くなるので申しわけないんですが料金のほうにはね返ってしまうという状況になります。その辺はご理解をいただきたいと。

2点目につきましては、介護従事者のいわゆる処遇改善に関する交付金といいますか補助金です。補助金をやって、その分を基金の取り崩しなどをしないように抑制をしたという国からの文書だったと思います。全国的に見ればそういう形にはなりますけれども、現実的には保険者として各市町村がそれぞれ介護保険事業を展開しております。その分につきましては、例えば介護従事職員何名につき幾らという形でうちのほうに交付されてきますけれども、それは単年度単年度でその分全部ペイをして、いわゆる基金として余り基金に手をつけないようなという国の措置なんですね。ところが、実際は4期のうちの介護事業の決算額を見ますと、基金として約二、三千万円の取り崩しはしているという状況にありますので、抑制はなっているかもしれませんけれども、直接まともに基金の取り崩しの分を完全に抑制したとい

うものにはなっていないということはご理解をいただきたいと思います。

低所得者に対する軽減策ということでございますが、これにつきましてはもちろん減免措置等ももちろんございますし、この3月まで一部負担金が免除になっておりましたので、そういったことを活用しながらうちのほうでも対応しておったということでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 課長の言うとおりになるかなと思ったりもしていますが、ただ先ほど私言いましたように低所得者に対する町独自の減免制度というか、あれがあるはずなんですよ。この間、ちょっと係長にも確認したんですが、今までどおりそういうあれはやるんだと、やっているんだという話をされました。ぜひ、これを継続してやってもらわなければならぬいものですから確認しようと、そういう観点で質問しています。ぜひ、本当に皆さん、介護保険は大変だと、私のところに介護保険は何とかならないのかという声が随分寄せられますので、さらに値上げですよと、介護料上がりますと言ったら、皆さんどんな反応するのかなと思いながら見ています。そういう点で、本当に極力頑張っているとは思いますが、ぜひなるべく抑える方向でやってほしいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本案に対して反対の立場から討論いたします。

3.11被災後、高齢者にとって狭い仮設住宅の生活、コミュニケーションの欠如など今後ますます必要になってくる介護サービスであります。しかし、政府は15年4月から社会保障と税の一体改革と称して、要支援者の利用料増額、施設利用者の居住費の値上げ、ケアプラン策定の有料化などを打ち出しています。高齢者にとって、サービスが受けられなくなることが懸念されます。

介護保険の健全な運用については、国の負担割合を増すことが求められます。国の負担を10%ふやし、国として保険料、利用料減免制度をつくり、介護サービスを充実していくことが大切であります。町は国への働きかけを行っていくことが必要と考えます。本案には反対であります。

○議長（後藤清喜君） 次に、賛成討論の発言を許します。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 7番です。

誰も値上げに余り喜ばしいことではございませんが、円滑な介護保険事業が図られなくては

ならないものでありまして、持続可能な介護サービスが求められておりまして、今回は基金を取り崩しての値上げということでございまして、これはやむを得ないものであると感じ賛成をいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに討論はありますか。（「なし」の声あり） なければ、これをもつて討論を終結いたします。

これより議案第10号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時45分 延会